

あきる野市男女共同参画計画

第5次 あきる野

男女共同参画プラン

推進状況報告書

(令和6年度)

令和7年12月
あきる野市

目 次

1	第5次 あきる野 男女共同参画プランについて	5
	(1) 計画の目的	
	(2) 計画の基本理念	
	(3) 施策の方向性	
	(4) 施策の体系	
2	推進状況報告書の構成について	9
	(1) あきる野市における男女共同参画の推進状況	
	(2) 推進状況に対する担当課の評価	
	(3) あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価	
3	あきる野市における男女共同参画の推進状況について	10
	(1) 市民アンケート調査結果	
	(2) 各種委員会等における女性の参画率	
	(3) あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率	
4	推進状況に対する担当課の評価及び市民会議委員の評価	23
	方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成	24
	施策分野1 男女共同参画に関する意識の醸成	24
	施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進	24
	施策2 多様性や多文化共生への理解の促進	25
	施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進	27
	施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進	27
	施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進	29
	施策1 市民との協働による施策の推進	29
	方向性Ⅱ 配偶者からの暴力の根絶と被害者支援	30
	施策分野1 配偶者等からの暴力の根絶	30
	施策1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発	30
	施策2 若年層に対する予防啓発の実施	31
	施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援	32
	施策1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実	32
	施策2 被害者の自立支援の推進	33
	施策3 関係機関との連携	33
	施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援	34
	施策1 虐待等への相談支援及び防止の啓発	34
	施策2 ハラスメント防止のための意識啓発	36

方向性Ⅲ	職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進	37
施策分野1	職業生活における女性の活躍の推進	37
施策1	男女の雇用機会と待遇の均等確保	37
施策2	女性等の能力発揮と職業能力開発の支援	42
施策分野2	ワーク・ライフ・バランスの推進	45
施策1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	45
施策2	子育て支援による家庭生活との両立	48
施策3	介護支援による家庭生活との両立	53
方向性Ⅳ	生涯を通じた健康支援	55
施策分野1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	55
施策1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	55
施策2	妊娠・出産に関する支援	57
施策分野2	性差に応じた健康支援	60
施策1	健康に関する周知啓発	60
施策2	予防や早期発見のための事業の実施	61
方向性Ⅴ	あらゆる分野における男女共同参画の推進	62
施策分野1	あらゆる分野での女性の参画拡大	62
施策1	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	62
施策2	防災活動における男女共同参画の推進	63
5	推進状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による意見等	65

1 第5次 あきる野 男女共同参画プランについて

(1) 計画の目的

第5次あきる野男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」という。）は、全ての人々が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的とします。

(2) 計画の基本理念

市では、第4次プランにおける、「男女の人権の尊重」「男女の仕事と家庭・地域生活の両立」「政策・方針決定過程への男女共同参画」の基本理念を踏まえ、DVをはじめ、高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する虐待等の人権侵害となる様々な暴力を根絶し、全ての人々の人権が尊重される社会を形成することに加え、性別や年齢、国籍等にとらわれず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要としています。

あきる野市では、これらを基に「あきる野市男女共同参画計画の基本理念」を次のとおりとします。

全ての人々が、多様性を認め、互いを尊重し合い、
あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり

(3) 施策の方向性

基本理念の実現に向け、次の5つの施策の方向性を設定しています。

ア 方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

全ての人々が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別や年齢、国籍等に関わりなくその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するためには、周知啓発に加え、子どものおときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくこと等が重要です。

このため、性別や年齢、国籍等に関わりなく男女平等意識を醸成するため、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動を推進します。

イ 方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

【あきる野市DV防止基本計画】

配偶者等からの暴力やハラスメント等は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に、配偶者等からの暴力は、多くの場合、女性が被害者であり、個人の尊厳を害するだけでなく、男女平等の実現の妨げとなっています。

このため、全ての人々が安心して暮らせる社会を実現するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に則り、暴力を受けている人の相談体制や支援を充実させるとともに、虐待やハラスメント等、様々な暴力の防止に向け、取組を進めます。

ウ 方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進 【あきる野市女性活躍推進計画】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての人々の意思が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、女性の就労支援等の取組を進めます。

また、全ての人々が持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保され、職業生活と家庭生活や地域生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を進めます。

エ 方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に当たり、重要な事項の一つです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があるとあり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要となります。

このため、全ての人々が各自のライフステージにおいて、心身ともに健康な生活を送ることができる社会を目指し、意識啓発、検診の充実等の取組を進めていきます。

オ 方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定に当たり女性の意見等が反映されることが重要です。

このため、制度・慣行等にとらわれず全ての人々が安心して暮らせる社会の実現に向け、政策・方針決定の場や防災分野における女性の参画拡大に取り組みます。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、平成6（1994）年の国際人口/開発会議の「行動計画」によって提唱され、平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「女性の人権」として位置付けられた。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、生殖能力をもち、妊娠出産に関する自己決定権をもつこ

とを意味する。リプロダクティブ・ライツとは、こうした「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」であり、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利」とされている。（カイロ国際人口開発会議（1994年）「行動計画 第7章 リプロダクティブライツとリプロダクティブヘルス」）

(4) 施策の体系

【方向性】	【施策分野】	【施策】
I 男女共同参画社会の 実現に向けた意識形成	1 男女共同参画に関する意識の醸成	1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 2 多様性や多文化共生への理解の促進
	2 男女共同参画に関する教育の推進	1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進
	3 連携・協働による男女共同参画の推進	1 市民との協働による施策の推進
II 配偶者等からの暴力の 根絶と被害者支援 【あきる野市DV防止 基本計画】	1 配偶者等からの暴力の根絶	1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発 2 若年層に対する予防啓発の実施
	2 配偶者等からの暴力による被害者の支援	1 配偶者等からの暴力に関する相談体制の充実 2 被害者の自立支援の推進 3 関係機関との連携
	3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援	1 虐待等への相談支援及び防止の啓発 2 ハラスメント防止のための意識啓発
III 職業生活における 女性の活躍及び ワーク・ライフ・ バランスの推進 【あきる野市女性活躍推 進計画】	1 職業生活における女性の活躍の推進	1 男女の雇用機会と待遇の均等確保 2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 2 子育て支援による家庭生活との両立 3 介護支援による家庭生活との両立
IV 生涯を通じた健康支援	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発 2 妊娠・出産に関する支援
	2 性差に応じた健康支援	1 健康に関する周知啓発 2 予防や早期発見のための事業の実施
V あらゆる分野における 男女共同参画の推進	1 あらゆる分野での女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 2 防災活動における男女共同参画の推進

2 推進状況報告書の構成について

(1) あきる野市における男女共同参画の推進状況

第5次プランでは、あきる野市における男女共同参画社会の実現に向けて、複数の数値目標を掲げています。

この数値目標の基となる市民アンケートや、その他調査結果について次のページ以降に掲載するとともに、市における男女共同参画の推進状況について整理しました。

(2) 推進状況に対する担当課の評価

本報告書の作成に当たり、各事業の担当課に次のとおり調査を行いました。

ア 調査内容

令和6年度実績及び評価並びに令和7年度の方向性及び予定

イ 調査期間 令和7年6月11日から6月20日まで

ウ 評価方法

担当課は、課題達成に向けた施策の各事業に対し、次の基準に則って自己評価を行いました。

【 事業実施に係る評価基準 】

S：事業を実施し、目標以上の成果が得られた。

(計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。)

A：事業を実施し、目標を達成できた。

(計画期間中に目標を達成できる見込みである。)

B：事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。

(現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。)

C：事業を実施したが、目標達成には至らなかった。

(計画期間中に目標達成できない。)

D：事業を実施していない。

F：事業が終了(完了)した。

(3) あきる野市男女共同参画推進市民会議による評価

あきる野市男女共同参画推進市民会議において、各課題に対し、総合的に評価しました。

【 男女共同参画の視点からの評価基準 】

A：このまま事業を実施してほしい。

B：事業方法の改善が必要である。

C：事業の抜本的な見直しが必要である。

F：評価ができない。(事業が未実施、事業が終了(完了))

3 あきる野市における男女共同参画の推進状況について

(1) 市民アンケート調査

ア 調査の概要

市では、市民の皆様が市で行っている事務や事業にどの程度満足されているか、また、何を重要と感じているかなどを把握し、皆様の考えや意向を市政に反映させることにより、今後の市政運営に資することを目的として、隔年で市民アンケート調査を実施しています。

(ア) 調査地域

あきる野市全域

(イ) 調査対象

あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人

平成30年度	有効回収数	832通	有効回収率	33.3%
令和2年度	有効回収数	1,009通	有効回収率	40.4%
令和4年度	有効回収数	784通	有効回収率	31.4%
令和6年度	有効回収数	737通	有効回収率	29.5%

(ウ) 調査期間

平成30年度 平成30年8月23日から9月14日まで

令和2年度 令和2年11月21日から12月18日まで

令和4年度 令和4年6月7日から6月28日まで

令和6年度 令和6年7月19日から8月13日まで

イ 調査結果

男女共同参画を含む、市が実施している40の施策について、それぞれの満足度と重要度を5段階で評価する「問7 施策の満足度・重要度について」、男女共同参画に係る意識を問う「問34 男女共同参画社会に関する認知度について」「問35 様々な場面で女性と男性が平等になっているかについて」及び「問36 男女共同参画に関する言葉（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等）の認知度・理解度について」に関して、平成28年度市民アンケート、平成30年度市民アンケート、令和2年度市民アンケート、令和4年度市民アンケート及び令和6年度市民アンケートの集計結果を比較すると、次のような結果となりました。

なお、令和6年度に新規で追加した項目は、当該年度のみ結果となります。

その他調査結果の詳細は、市ホームページ

(<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000002913.html>) をご確認ください。

(ア) 施策の満足度・重要度について（問7）

○「男女共同参画社会の実現」に係る施策の満足度

年度	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満	わからない	無回答
R6	0.9 %	2.0 %	46.5%	4.6 %	1.6 %	40.0 %	4.2 %
R4	0.9 %	3.1 %	44.9%	4.8 %	2.6 %	39.5 %	4.2 %
R2	1.1 %	3.5 %	48.2%	4.7 %	1.9 %	38.9 %	1.9 %
H30	0.4 %	2.6 %	50.4%	5.5 %	1.6 %	38.3 %	1.2 %
H28	0.6 %	3.8 %	49.6%	5.1 %	1.5 %	35.5 %	3.9 %
増減*	0.0 pt	△ 1.1 pt	1.6pt	△ 0.2 pt	△ 1.0 pt	0.5 pt	0.0 %

○「男女共同参画社会の実現」に係る施策の重要度

年度	重要	まあ重要	普通	あまり重要でない	重要でない	わからない	無回答
R6	11.7 %	16.6 %	42.9 %	4.6 %	2.7 %	17.1 %	4.5 %
R4	13.9 %	16.6 %	40.4 %	4.3 %	2.6 %	17.7 %	4.5 %
R2	13.2 %	18.5 %	40.9 %	6.1 %	3.1 %	15.7 %	2.5 %
H30	15.7 %	19.6 %	44.5 %	4.0 %	1.7 %	12.6 %	1.9 %
H28	9.8 %	14.5 %	47.1 %	7.0 %	2.6 %	13.1 %	5.8 %
増減*	△ 2.2 pt	0.0 pt	2.5 pt	0.3 pt	0.1 pt	△ 0.6 pt	0.0 pt

施策の満足度及び重要度について、令和6年度と令和4年度を比較すると、大きな増減はみられません。また、「普通」又は「わからない」と答えた市民が依然として大きい割合を占めています。

これらのことから、本市においては、「男女共同参画社会の実現」に係る施策に対する満足度を高めるため、「普通」又は「わからない」と回答した市民が「満足」又は「まあ満足」となるように施策に取り組み、誰もがその人らしく生きていくことができる社会の実現を図っていく必要があります。

(イ) 男女共同参画社会に関する認知度について（問34）

○男女共同参画社会とは、どのようなことかご存知ですか

(全体)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	35.0 %	37.0 %	24.6 %	3.4 %
R4	29.8 %	37.8 %	28.8 %	3.6 %
R2	34.0 %	36.2 %	26.9 %	3.0 %
H30	37.5 %	34.1 %	21.8 %	6.6 %
H28	29.4 %	35.4 %	27.8 %	7.5 %
増減*	5.2 pt	△ 0.8 pt	△ 4.2 pt	△ 0.2 pt

(男性)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	42.5 %	29.8 %	24.5 %	3.2 %
R4	35.7 %	36.0 %	26.3 %	2.0 %
R2	40.7 %	34.3 %	23.4 %	1.6 %
H30	44.1 %	33.1 %	17.9 %	5.0 %
H28	33.2 %	35.2 %	24.4 %	7.2 %
増減	6.8 pt	△ 6.2 pt	△ 1.8 pt	1.2 pt

(女性)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	28.5 %	44.3 %	23.7 %	3.4 %
R4	25.2 %	39.4 %	31.2 %	4.2 %
R2	28.8 %	38.0 %	29.4 %	3.8 %
H30	33.6 %	34.7 %	24.5 %	7.2 %
H28	26.1 %	35.4 %	30.9 %	7.6 %
増減*	3.3 pt	4.9 pt	△ 7.5 pt	△ 0.8 pt

【参考】市民アンケート未掲載

(その他)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	0.0 %	0.0 %	100.0 %	0.0 %

(回答しない)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	25.0 %	33.3 %	33.3 %	8.3 %

(未回答)

年度	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	50.0 %	0.0 %	50.0 %	0.0 %

「男女共同参画社会」の認知度について、令和6年度の結果見ると「知っている」と答えた市民が、全体では35.0%となっており、令和4年度の29.8%から5.2ポイント増えています。また、「知らない」と答えた市民は、24.6%となっており、令和4年度の28.8%から4.2ポイント減っています。

このことから、令和6年度時点での「男女共同参画社会」の全体的な認知度は上昇していると捉えることができます。しかしながら、第5次プランでは、「知っている」の回答の目標値を40%に設定していることから、目標の達成に向けてさらに市民が「男女共同参画社会」に関する情報に触れる機会を増やすとともに、「男女共同参画社会」への理解の促進を図ることが必要です。

(ウ) 様々な場面で女性と男性が平等になっていると思うかについて(問35)

○次のような場で女性と男性が平等になっていると思いますか。

(全体)

場面	年度	男性優遇	どちらか といえば 男性優遇	男女平等	どちらか といえば 女性優遇	女性優遇	わからない	無回答
家庭生活	R6	12.5 %	32.4 %	31.8 %	6.4 %	2.2 %	11.0 %	3.8 %
	R4	11.6 %	32.1 %	32.7 %	5.1 %	2.3 %	11.9 %	4.3 %
	R2	13.2 %	33.2 %	36.1 %	5.3 %	1.2 %	8.4 %	2.7 %
	H30	11.5 %	38.6 %	30.3 %	7.1 %	1.8 %	7.2 %	3.5 %
	H28	12.3 %	33.2 %	32.8 %	6.4 %	1.9 %	5.6 %	7.8 %
	増減*	0.9 pt	0.3 pt	△ 0.9 pt	1.3 pt	△ 0.1 pt	△ 0.9 pt	△ 0.5 pt
職場	R6	15.7 %	30.5 %	26.1 %	5.7 %	1.8 %	14.7 %	5.6 %
	R4	15.7 %	32.4 %	27.7 %	4.5 %	1.8 %	12.8 %	5.2 %
	R2	14.1 %	30.9 %	28.7 %	5.5 %	1.2 %	14.4 %	5.3 %
	H30	17.5 %	40.5 %	21.8 %	3.7 %	1.7 %	11.5 %	3.2 %
	H28	18.2 %	34.7 %	21.9 %	4.5 %	1.4 %	10.1 %	9.2 %
	増減*	0.0 pt	△ 1.9 pt	△ 1.6 pt	1.2 pt	0.0 pt	1.9 pt	0.4 pt
学校教育	R6	4.2 %	10.3 %	41.4 %	2.0 %	0.8 %	35.4 %	5.8 %
	R4	4.0 %	12.5 %	44.6 %	1.4 %	0.6 %	30.6 %	6.3 %
	R2	3.3 %	8.7 %	45.2 %	1.8 %	0.3 %	34.5 %	6.2 %
	H30	3.6 %	12.4 %	54.8 %	3.2 %	0.5 %	21.5 %	4.0 %
	H28	3.5 %	9.1 %	51.4 %	2.7 %	0.9 %	22.4 %	10.2 %
	増減*	0.2 pt	△ 2.2 pt	△ 3.2 pt	0.6 pt	0.2 pt	4.8 pt	△ 0.5 pt
政治	R6	35.7 %	36.8 %	8.4 %	1.1 %	0.4 %	13.2 %	4.5 %
	R4	38.5 %	33.2 %	10.5 %	0.9 %	0.4 %	11.2 %	5.4 %
	R2	34.8 %	33.5 %	10.5 %	0.7 %	0.4 %	16.3 %	3.9 %
	H30	35.0 %	38.1 %	11.8 %	0.6 %	0.1 %	11.3 %	3.1 %
	H28	24.0 %	39.6 %	14.9 %	1.0 %	0.6 %	11.0 %	8.9 %
	増減*	△ 2.8 pt	3.6 pt	△ 2.1 pt	0.2 pt	0.0 pt	2.0 pt	△ 0.9 pt
法律・ 制度	R6	13.4 %	27.0 %	30.0 %	4.7 %	1.5 %	19.1 %	4.2 %
	R4	15.8 %	25.6 %	28.3 %	3.1 %	1.8 %	19.8 %	5.6 %
	R2	15.6 %	25.6 %	28.7 %	3.3 %	1.0 %	21.5 %	4.4 %
	H30	14.2 %	30.3 %	33.2 %	3.8 %	1.0 %	13.7 %	3.8 %
	H28	11.8 %	28.3 %	32.3 %	4.3 %	0.9 %	13.4 %	9.0 %
	増減*	△ 2.4 pt	1.4 pt	1.7 pt	1.6 pt	△ 0.3 pt	△ 0.7 pt	△ 1.4 pt
社会通念 習慣	R6	29.4 %	40.4 %	10.0 %	2.0 %	1.2 %	12.8 %	4.1 %
	R4	26.3 %	40.6 %	12.6 %	1.1 %	1.0 %	12.8 %	5.6 %

しきたり	R2	26.0 %	44.3 %	12.1 %	1.9 %	0.4 %	11.3 %	4.1 %
	H30	26.4 %	47.7 %	13.3 %	1.1 %	0.8 %	7.9 %	2.6 %
	H28	26.2 %	44.6 %	11.2 %	2.6 %	0.4 %	6.8 %	8.1 %
	増減**	3.1 pt	△ 0.2 pt	△ 2.6 pt	0.9 pt	0.2 pt	0.0 pt	△ 1.5 pt
地域活動	R6	13.6 %	29.6 %	25.5 %	3.4 %	1.4 %	22.7 %	3.9 %
	R4	12.1 %	28.4 %	29.3 %	2.4 %	1.1 %	21.6 %	5.0 %
	R2	10.4 %	29.8 %	30.6 %	2.8 %	0.5 %	22.1 %	3.8 %
	H30	10.6 %	34.7 %	33.7 %	5.0 %	0.7 %	12.3 %	3.0 %
	H28	12.0 %	31.4 %	30.8 %	3.9 %	1.0 %	12.6 %	8.3 %
	増減**	1.5 pt	1.2 pt	△ 3.8 pt	1.0 pt	0.3 pt	1.1 pt	△ 1.1 pt

「法律・制度」において「男女平等である」と感じる市民が増えていますが、全体的には「男女平等である」と感じる市民は減っています。「男女共同参画社会」の認知度が高まり、男女が平等ではないと考える方が増えたことが要因の一つと考えられます。

また、第5次プランでは、「職場で男性と女性が平等になっているか」について、「男女平等である」の回答の目標値を35%に設定しているものの、令和6年度時点では26.1%にとどまっています。目標の達成に向けて、引き続き、性別などに関わらず誰もが活躍できる「男女共同参画社会」の実現に向け、施策を進めていく必要があります。

(エ) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉の認知度・理解度について（問36）

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉をご存知ですか。

(全体)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	41.1 %	30.3 %	25.8 %	2.9 %
R4	29.3 %	35.2 %	30.1 %	5.4 %
R2	31.0 %	39.7 %	27.6 %	1.7 %
H30	26.7 %	46.5 %	24.2 %	2.6 %
H28	23.9 %	41.5 %	28.5 %	6.1 %
増減*	11.8 pt	△ 5.1 pt	△ 3.9 pt	△ 2.6 pt

(男性)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	43.7 %	26.8 %	26.3 %	3.2 %
R4	36.0 %	38.2 %	21.2 %	4.5 %
R2	37.7 %	38.9 %	22.8 %	0.7 %
H30	30.9 %	46.0 %	21.8 %	1.4 %
H28	28.3 %	41.0 %	24.4 %	6.3 %
増減*	7.7 pt	△ 11.4 pt	5.1 pt	△ 1.3 pt

(女性)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	38.8 %	33.5 %	25.3 %	2.4 %
R4	23.7 %	33.4 %	37.9 %	5.0 %
R2	26.2 %	39.7 %	32.4 %	1.7 %
H30	24.5 %	46.8 %	26.4 %	2.3 %
H28	20.0 %	41.9 %	32.6 %	5.5 %
増減*	15.1 pt	0.1 pt	△ 12.6 pt	△ 2.6 pt

【参考】市民アンケート未掲載

(その他)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	100.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %

(回答しない)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	37.5 %	50.0 %	0.0 %	12.5 %

(無回答)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	33.3 %	0.0 %	66.7 %	0.0 %

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の認知度について、令和6年度の結果を見ると、性別に関わらず「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民は71.4%であり、令和4年度の64.5%と比較し6.9ポイント増えています。また、「知らない」と答えた市民は25.8%となっており、令和4年度の30.1%と比較し3.9ポイント減っています。このことから、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の全体的な認知度・理解度は高まっていることがわかります。また、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉の「内容を含めて知っている」の回答率は41.1%となっており、第5次プランで定める目標値の35%を達成しています。

引き続き、市民の意識醸成を図るとともに、市内の事業所等に対し、「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業」についての直接的なPRを行うなど、ワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発に取り組んでいきます。

(オ) 多様な性に関する言葉の認知度・理解度について (問36)

○性的マイノリティ等の言葉をご存知ですか。

(全体)

言葉	年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
性的マイノリティ	R6	49.1 %	37.2 %	11.3 %	2.4 %
LGBT		51.8 %	25.0 %	20.1 %	3.1 %
SOGI		5.4 %	13.2 %	78.0 %	3.4 %
ALLY		3.8 %	11.0 %	81.5 %	3.7 %
アウティング		8.8 %	12.5 %	74.8 %	3.9 %

(男性)

言葉	年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
性的マイノリティ	R6	51.0 %	36.3 %	9.7 %	2.9 %
LGBT		50.7 %	27.7 %	17.7 %	3.8 %
SOGI		7.4 %	13.6 %	75.2 %	3.8 %
ALLY		4.1 %	12.4 %	79.9 %	3.5 %
アウティング		7.4 %	15.0 %	72.9 %	4.7 %

(女性)

言葉	年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
性的マイノリティ	R6	47.8 %	37.5 %	12.7 %	2.1 %
LGBT		52.8 %	22.7 %	22.2 %	2.4 %
SOGI		3.7 %	13.2 %	80.2 %	2.9 %
ALLY		3.4 %	10.3 %	82.6 %	3.7 %
アウティング		10.0 %	10.8 %	76.0 %	3.2 %

「性的マイノリティ」「LGBT」の認知については、全体で「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民が約8割を占めていることから、広く認知されているものと考えます。しかしながら、「SOGI」「ALLY」「アウティング」については、「知らない」と答えた市民が約8割を占めていることから、認知度が低いことが分かります。

このことから、認知度が低い言葉の周知を図るとともに、多様な性に関する市民の理解度を向上させるための施策を進めていく必要があります。

(カ) 多文化に関する言葉の認知度・理解度について (問36)

○多文化共生という言葉をご存知ですか。

(全体)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	36.5 %	38.4 %	21.6 %	3.5 %

(男性)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	38.1 %	38.9 %	19.2 %	3.8 %

(女性)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	35.4 %	38.3 %	23.2 %	3.2 %

【参考】市民アンケート未掲載

(その他)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	0.0 %	100.0 %	0.0 %	0.0 %

(回答しない)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	33.3 %	25.0 %	33.3 %	8.3 %

(無回答)

年度	内容を含めて知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
R6	33.3 %	33.3 %	33.3 %	0.0 %

「多文化共生」の認知については、全体で「内容を含めて知っている」「言葉は聞いたことがある」と答えた市民が約7割を占めていることから、一定数の方には認知されていることが分かります。

このことから、今後は「言葉は聞いたことがある」と回答した市民の理解度を高めるよう周知を図るとともに、「知らない」と回答した市民に認知してもらう必要があります。

(2) 各種委員会等における女性の参画率

内閣府においては第5次男女共同参画基本計画において、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を、2025年までに40%以上60%以下とすることを目標としています。

このことから、市の第5次プランにおいても、それに倣って各種委員会等における女性委員の比率を40%以上とすることを目標としています。

この目標に加え、第5次プランにおいては、令和9年3月31日までに、次のような数値目標を掲げています。

- ①委員会等委員に占める女性委員の比率40%
- ②女性委員が30%以上の委員会等の比率50%
- ③女性委員がいる委員会等の比率90%

令和7年4月1日現在、市における各種委員会等の女性委員数の詳細は次のページのとおりです。

女性委員の比率は、全体で1119人中381人と約34.0%となっています。70の委員会等のうち、「女性委員が全体の30%以上を占める委員会等」は25で全体の約35.7%、「1人でも女性委員がいる委員会等」は62で全体の約88.6%となっています。

令和6年4月1日現在と比較し、全体の「女性委員の比率」は約33.2%から0.8ポイント増加、「女性委員が全体の30%以上を占める委員会等の比率」は、令和6年4月1日現在の約31.3%から4.4ポイント増加、「1人でも女性委員がいる委員会等の比率」は約86.6%から2.0ポイント増加しています。

	女性委員の比率	女性委員が30%以上を占める委員会等の比率	女性委員がいる委員会等の比率
数値目標	40.0 %	50.0 %	90.0 %
R7.4.1	34.0 %	35.7 %	88.6 %
R6.4.1	33.2 %	31.3 %	86.6 %
R5.4.1	34.1 %	35.0 %	85.0 %
R4.4.1	34.6 %	32.7 %	80.8 %
R3.4.1	35.8 %	40.4 %	84.2 %
R2.4.1	35.4 %	39.0 %	83.1 %
H31.4.1	35.3 %	38.3 %	90.0 %
H30.4.1	34.9 %	35.7 %	87.5 %
増 減※	0.8 pt	4.4 pt	2.0 pt

※ 令和7年度と令和6年度の増減

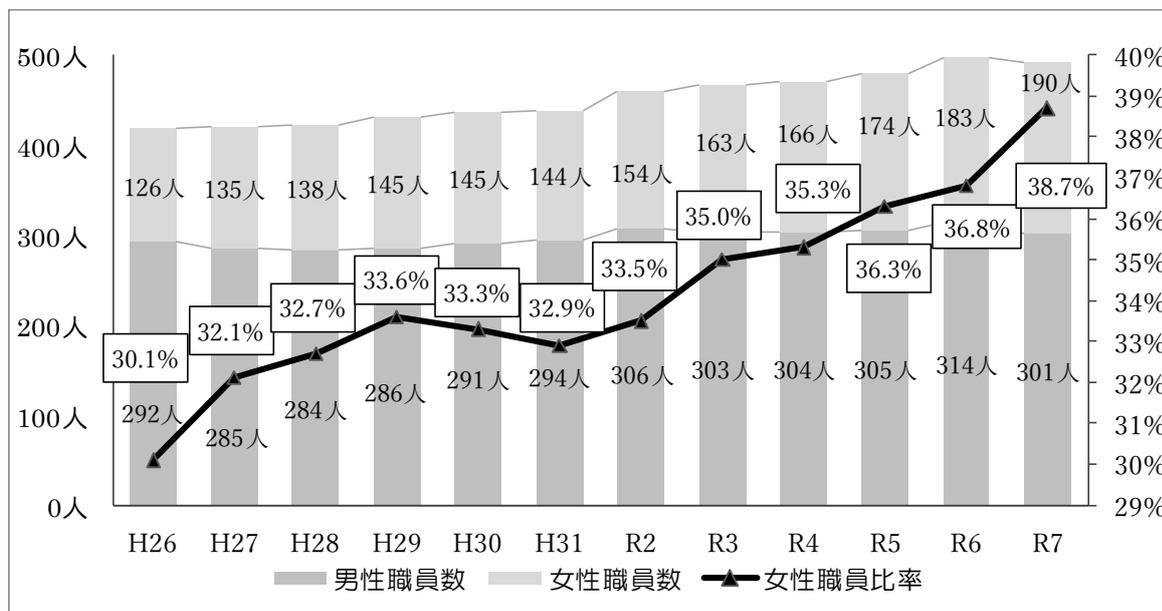
各種委員会等における女性の参画率

「令和7年4月1日現在を含む状況」

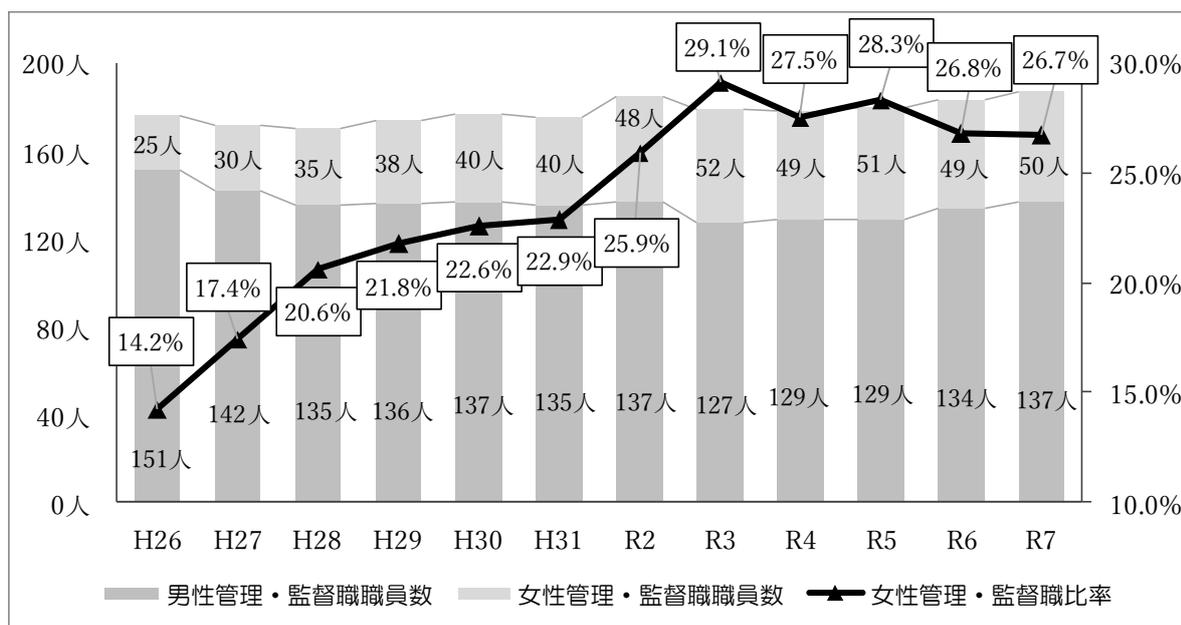
区分	NO	委員会等の名称	根拠条例等	所管課名	内訳		女性参画率
					男	女	
1 地方自治法第5条	1	あきる野市教育委員	地方自治法	教育総務課	4	1	20.0%
	2	選挙管理委員会	地方自治法	選挙管理委員会事務局	3	1	25.0%
	3	監査委員	地方自治法	監査委員事務局	2	0	0.0%
	4	農業委員会	地方自治法	農林課	12	2	14.3%
	5	あきる野市固定資産評価審査委員会	地方自治法	総務課	3	0	0.0%
					24	4	14.3%
地方自治法第202条の3	1	あきる野市指定管理者選定委員会	あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	企画政策課	6	1	14.3%
	2	あきる野市総合計画審議会	あきる野市総合計画条例	企画政策課	19	4	17.4%
	3	あきる野市表彰審査会	あきる野市表彰条例	市長公室	8	0	0.0%
	4	あきる野市情報公開・個人情報保護審査会	あきる野市情報公開条例	総務課	4	1	20.0%
	5	あきる野市行政不服審査会	行政不服審査法	総務課	4	1	20.0%
	6	あきる野市防災会議	あきる野市防災会議条例	地域防災課	33	3	8.3%
	7	あきる野市国民保護協議会	あきる野市国民保護協議会条例	地域防災課	29	0	0.0%
	8	あきる野市消防委員会	あきる野市消防委員会条例	地域防災課	6	0	0.0%
	9	あきる野市安全・安心まちづくり協議会	あきる野市安全・安心まちづくり条例	地域防災課	15	2	11.8%
	10	あきる野市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	保険年金課	10	3	23.1%
	11	あきる野市環境審議会	あきる野市環境基本条例	環境政策課	8	1	11.1%
	12	あきる野市都市環境審議会	あきる野市都市環境条例	環境政策課	9	1	10.0%
	13	あきる野市緑地保全審議会	あきる野市ふるさとの緑地保全条例	環境政策課	8	1	11.1%
	14	あきる野市民生委員推薦会	民生委員法	福祉総務課	11	3	21.4%
	15	あきる野市民生児童委員協議会	民生委員法	福祉総務課	27	43	61.4%
	16	あきる野市介護給付費等支給審査会の委員の定数を定める条例	あきる野市介護給付費等支給審査会の委員の定数を定める条例	障がい者支援課	3	2	40.0%
	17	あきる野市介護認定審査会	介護保険法	高齢者支援課	17	3	15.0%
	18	あきる野市予防接種健康被害調査委員会	あきる野市予防接種健康被害調査委員会設置条例	健康課	7	0	0.0%
	19	あきる野市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項、子ども子育て会議条例	こども政策課	6	6	50.0%
	20	あきる野市都市計画審議会	都市計画法	都市計画課	14	1	6.7%
	21	秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理審議会	土地区画整理法	区画整理推進室	10	0	0.0%
	22	あきる野市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法	生涯学習推進課	17	8	32.0%
	23	あきる野市社会教育委員の会議	社会教育法	生涯学習推進課	4	6	60.0%
	24	あきる野市文化財保護審議会	あきる野市文化財保護条例	生涯学習推進課	9	1	10.0%
	25	あきる野市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法	スポーツ推進課	8	2	20.0%
	26	あきる野市スポーツ推進委員	スポーツ基本法	スポーツ推進課	7	9	56.3%
	27	あきる野市図書館協議会	図書館法	図書館	3	5	62.5%
	28	あきる野市特別職報酬等審議会	あきる野市特別職報酬等審議会条例	職員課	8	2	20.0%
	29	あきる野市環境基本計画市民検討委員会	あきる野市環境基本条例、あきる野市環境審議会規則	環境政策課	9	6	40.0%
	30	あきる野市いじめ問題対策連絡協議会	あきる野市いじめ防止対策推進条例	指導室	16	3	15.8%
					335	118	26.0%
その他条例及び要綱等	1	あきる野市男女共同参画推進市民会議	あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱	企画政策課	3	3	50.0%
	2	あきる野市花いっぱい運動推進協議会	あきる野市花いっぱい運動推進協議会設置要綱	地域防災課	7	2	22.2%
	3	あきる野市環境委員会	あきる野市環境委員会設置要綱	環境政策課	15	5	25.0%
	4	あきる野市生きもの会議	あきる野市生きもの会議設置要綱	環境政策課	13	4	23.5%
	5	あきる野市農業振興地域整備促進協議会	あきる野市農業振興地域整備促進協議会設置要綱	農林課	18	2	10.0%
	6	あきる野市森林整備推進協議会	あきる野市森林整備推進協議会設置要綱	農林課	12	3	20.0%
	7	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会	あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱	福祉総務課	11	4	26.7%
	8	成年後見制度利用促進協議会	あきる野市成年後見制度利用促進協議会設置要綱	福祉総務課	7	2	22.2%
	9	あきる野市障がい者福祉計画推進委員会	あきる野市障がい者福祉計画推進委員会設置要綱	障がい者支援課	6	5	45.5%
	10	あきる野市地域自立支援協議会	あきる野市地域自立支援協議会設置要綱	障がい者支援課	16	2	11.1%
	11	あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	障がい者支援課	11	4	26.7%
	12	あきる野市地域生活支援拠点等整備検討委員会委員	あきる野市地域生活拠点等整備検討委員会設置要綱	障がい者支援課	6	2	25.0%
	13	あきる野市地域包括支援センター運営協議会	あきる野市地域包括支援センター運営協議会要綱	高齢者支援課	8	2	20.0%
	14	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議	あきる野市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱	高齢者支援課	9	6	40.0%
	15	あきる野市老人ホーム入所判定委員会	あきる野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	高齢者支援課	3	1	25.0%
	16	あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議会	あきる野市生活支援体制整備事業実施要綱	高齢者支援課	10	10	50.0%
	17	あきる野市健康づくり推進協議会	あきる野市健康づくり推進協議会設置要綱	健康課	14	6	30.0%
	18	あきる野市健康づくり市民推進委員会	あきる野市健康づくり市民推進委員会設置要綱	健康課	15	85	85.0%
	19	あきる野市自殺対策推進協議会	あきる野市自殺対策推進協議会設置要綱	健康課	9	4	30.8%
	20	あきる野市要保護児童対策地域協議会代表者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	こども家庭センター	13	11	45.8%
	21	あきる野市要保護児童対策地域協議会実務者会議	あきる野市要保護児童対策地域協議会設置要綱	こども家庭センター	12	10	45.5%
	22	あきる野市居住支援協議会	あきる野市居住支援協議会設置要綱	住宅政策課	7	3	30.0%
	23	あきる野市地域公共交通協議会	あきる野市地域公共交通協議会設置要綱	交通政策課	17	1	5.6%
	24	あきる野市特別支援教育就学相談委員会	あきる野市特別支援教育就学相談委員会設置規則	指導室	14	13	48.1%
	25	あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会	あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会設置要綱	指導室	9	12	57.1%
	26	あきる野市特別支援教育検討委員会	あきる野市特別支援教育検討委員会設置要綱	指導室	9	9	50.0%
	27	あきる野市学校給食センター運営協議会	あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例	学校給食課	14	5	26.3%
	28	あきる野市青少年委員	あきる野市青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例	生涯学習推進課	10	6	37.5%
	29	あきる野市生涯学習市民会議	あきる野市生涯学習推進市民会議設置要綱	生涯学習推進課	10	2	16.7%
	30	放課後子どもプラン運営委員会	あきる野市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	生涯学習推進課	4	8	66.7%
	31	あきる野市地域教育協議会	あきる野市地域教育協議会設置要綱	生涯学習推進課	23	8	25.8%
	32	あきる野市介護保険推進委員会	あきる野市介護保険推進委員会設置要綱	高齢者支援課	11	0	0.0%
	33	あきる野市こども計画策定・推進委員会	あきる野市こども計画策定・推進委員会設置要綱	こども政策課	7	8	53.3%
					353	248	41.3%
					712	370	34.2%
その他	1	清流保全協力員	あきる野市清流保全条例	生活環境課	22	2	8.3%
	2	あきる野市廃棄物減量等推進員	あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	生活環境課	4	9	69.2%
					26	11	29.7%
					738	381	34.0%

(3) あきる野市の管理・監督職における女性職員の比率（各年4月1日現在）

ア あきる野市職員の男女比率



イ 管理・監督職における女性職員の比率



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月に制定し、令和3年3月に改訂した「あきる野市における女性活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画」において、令和7年度末までに管理（部長及び課長級職員）・監督職（課長補佐及び係長級職員）における女性の比率を、管理職は25%以上、監督職は35%以上とすることを目標に掲げ、能力向上やリーダーシップ等の手法を身につけるための各種研修への女性職員の参加を促すなどの取組を進めることとしています。

令和7年（4月1日現在）の女性管理・監督職比率は、26.7%で、グラフ中

に記載はありませんが、管理職、監督職別の女性職員の割合は、管理職が59人中8人の約13.6%、監督職が128人中42人の約32.8%となっています。いずれも「あきる野市における女性活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画」及び第5次プランに定める目標値（管理職は25%以上、監督職は35%以上）には達していません。

また、職員全体のうち、女性が占める割合は、38.7%であり、令和6年から1.9ポイント増加しています。

4 推進状況に対する担当課の評価及び市民会議委員の評価

【 事業実施に係る評価基準 】

- S : 事業を実施し、目標以上の成果が得られた。
(計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。)
- A : 事業を実施し、目標を達成できた。
(計画期間中に目標を達成できる見込みである。)
- B : 事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。
(現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。)
- C : 事業を実施したが、目標達成には至らなかった。
(計画期間中に目標達成できない。)
- D : 事業を実施していない。
- F : 事業が終了(完了)した。

【 男女共同参画の視点からの評価基準 】

- A : このまま事業を実施してほしい。
- B : 事業方法の改善が必要である。
- C : 事業の抜本的な見直しが必要である。
- F : 評価ができない。(事業が未実施、事業が終了(完了))

方向性 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野 I 男女共同参画に関する意識の醸成

一人一人が人権を尊重し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画に関する理解を深めることが重要です。

このため、男女共同参画社会、多様性を認め合う社会や多文化共生社会の実現に向け、男女共同参画に関する情報提供や、性的マイノリティに対する正しい理解の促進、国籍・文化等が異なる方々との相互理解の促進に関する取組を進めます。

施策分野 I の数値目標	基準値	目標値	令和6年度末実績
「男女共同参画社会とはどのようなことか」を「知っている」比率 (市民アンケート調査による)	34.0% R2年度実施	40%	35.0% R6年度実施

施策 I 男女共同参画に係る意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に係る情報提供や講座の実施等により、意識啓発に取り組みます。

NO	事業名	事業内容	担当課			
NO 1	男女共同参画に関する意識啓発活動の推進	事業内容	企画政策課			
男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画の意識啓発を図る。						
令和6年度						
	数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価)実績に係る評価	(市民会議評価)男女共同参画の視点からの評価
	—	—	なし	引き続き、市広報及び市ホームページ以外の媒体の活用についても継続するとともに、国が定める啓発週間・月間に合わせて、特設コーナーなどの設置を実施し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていく。 また、他の課と協力し、特設コーナーの設置場所を増やす。	A	A
	実績内容	<p>国が定める各啓発週間・月間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、ポスター、啓発カード等の掲示・配布を行った。周知の際には、情報を届けるターゲットを明確にし、若年層に対しては、学校や図書館等の適切な場所で実施し、SNSの活用による情報提供及び意識啓発を実施した。(広報掲載6回、市ホームページ更新6回、SNS投稿2回)</p> <p>また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間内には、産業祭において、森っこサンちゃんを活用した啓発カード等の配布を実施した。さらに、男女共同参画週間では、市役所1階において、特設コーナーを設置し、意識啓発を図った。</p> <p>このほか、年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置した。(窓口等での情報提供75件)</p> <p>多様な性に関する用語を市ホームページに掲載し、周知を行った。</p> <p>男女共同参画社会に関する認知度について、令和6年度に実施した市民アンケートの結果、「知っている」と回答した人数は、前回調査の令和4年度と比較し、5.2ポイント上昇した。</p>	なし			
NO 2	男女平等の視点に立った各種講座等の充実	事業内容	生涯学習推進課			
男女平等の視点に立った各種講座等の充実を図る。						
令和6年度						
	数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価)実績に係る評価	(市民会議評価)男女共同参画の視点からの評価
	—	—	なし	中央公民館主催事業 市民大学において、退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指し、概ね55歳以上の男性で料理経験があまりない方を対象に、中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」を実施した。 事業名：中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」 テーマ「マーボー豆腐、ナムル、杏仁豆腐 簡単！中華料理に挑戦!!」 実施日 令和7年2月14日(金) 講師 地域活動栄養士会 のらぼうず 代表 青木博美 ほか 参加人数 19人 参加者アンケートでは、「簡単に楽しく作ることができました。」「丁寧に実習していただいたので、とてもわかりやすかった。次回も参加したい。」との声をいただいております、好評である。		
	実績内容	退職後の男性が自分で料理をすることにより、食の自立と家事分担ができるようになることを目指し、概ね55歳以上の男性で料理経験があまりない方を対象に、中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」を実施した。 事業名：中央公民館主催事業 市民大学「男性の料理教室」 テーマ「マーボー豆腐、ナムル、杏仁豆腐 簡単！中華料理に挑戦!!」 実施日 令和7年2月14日(金) 講師 地域活動栄養士会 のらぼうず 代表 青木博美 ほか 参加人数 19人 参加者アンケートでは、「簡単に楽しく作ることができました。」「丁寧に実習していただいたので、とてもわかりやすかった。次回も参加したい。」との声をいただいております、好評である。	なし	中央公民館主催事業 市民大学において、退職後の男性の食の自立と家事分担ができるようになることを目指して、「男性の料理教室」を実施する。 参加人数を増やすため、昨年度から中央図書館など14の公共施設へポスター・チラシの配架を依頼。今年度も継続してPRに努める。	A	A

NO 3 事業名	女と男のライフフォーラムの実施				
事業内容		担当課：生涯学習推進課			
公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	<p>市民公募による実行委員が男女共同参画に関する研修を受け、更に意識を高めた上で、男女共同参画プランに基づいて第25回女と男のライフフォーラムinあさる野を企画・実施した。実施に当たっては、より多くの方に参加いただけるよう、手話通訳を配置するとともに、子どもを預けられない方への保育の実施。更に自宅等からも参加できるように、リモートライブ配信を実施した。</p> <p>事業名：第25回女と男のライフフォーラムinあさる野 テーマ：「夫婦のコミュニケーション～『話が通じない』の正体～」 実施日：2月11日（火・祝） 内容：第1部 講演会、第2部 交流広場（質疑応答等） 講師：黒川 伊保子（人工知能研究者、感性アナリスト） 参加人数：80人（会場：69人、リモート：11人）、保育利用者：0人 実行委員：7人（会議8回開催） 図書資料の展示：これまで実施したフォーラムの記録集に加え、講師の著書や男女共同参画に関連する図書資料（絵本から国の男女共同参画に関する計画書に至る各種資料）を、フォーラムの開催前や休憩時間、更に講演終了後も気軽に手にすることができるよう、会場内に展示。多くの方が手に取って資料を閲覧していた。 実行委員便りの発行：フォーラムの事業周知と、男女共同参画の意識啓発として、「実行委員便り」を3回発行し、市内公共施設等で配布した。</p> <p>参加者アンケート（回収率62.5%）では、講演をきっかけに考え方や意識が変わったと回答した方が8割を超えており、男女共同参画意識の高揚に大きく貢献することができた。</p>	なし	<p>市民参画による男女共同参画意識啓発の事業として、第26回女と男のライフフォーラムを実施する。</p> <p>実施に当たっては、市民公募の実行委員会を組織し、研修・情報交換等により男女共同参画プランの理解を深めた上で企画・運営に当たる。</p>	A	A

施策2 多様性や多文化共生への理解の促進

LGBT等の性的マイノリティに関する正しい理解の促進や、国際理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、多様性を認め合う社会及び多文化共生社会の実現に向けて、人権等に関する相談の実施、多言語翻訳機による外国人支援等の取組を進めます。

NO 4 事業名	性の多様性や多文化共生に関する周知啓発				
事業内容		担当課：企画政策課			
性的マイノリティを含む多様な性に関する理解や国際理解のための周知啓発を行う。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	<p>多様な性に関する理解促進・周知の一環として、市ホームページにおいて、性の多様性に関する基本用語の解説を行った。 具体的な取組を検討するため、周辺自治体にヒアリングを実施した。 ヒアリング実績 自治体：2 NPO法人：1</p> <p>多文化共生への理解促進に向けた具体的な取組や在住外国人が生活する中で感じる不便さ等を把握するため、国際化関係団体等にヒアリングを行った。 ヒアリング実績 団体：1 外国人住民：2（世帯）</p> <p>市民アンケートにおいて、性的マイノリティや多文化共生に関する認知度を回る設問を用意し、実施した。 言葉の認知度（内容を含めて知っている） 性的マイノリティ：49.1% 多文化共生：36.5%</p> <p>さらに、男女共同参画週間では、市役所1階において、特設コーナーを設置し、意識啓発を図った。</p>	<p>言葉の認知度について、性的マイノリティと多文化共生を比較すると、多文化共生の認知度が低いことから、多文化共生の取組を強化する必要がある。</p>	<p>多文化共生の取組について、市民アンケート調査及び外国人住民へのヒアリングの結果を踏まえ、外国人住民に対する市からの案内、通知文等において、外国人住民にとって分かりやすい表現及び「やさしい日本語」の活用が進むよう、全庁的に周知する。</p> <p>外国人住民及び職員が、多言語翻訳機を利用しやすくなることを目的に、マニュアル等を作成し、市民総合窓口や市民課窓口などに展開する。</p> <p>国が定める啓発週間・月間に合わせて、特設コーナーなどの設置を実施し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていく。</p> <p>これらの取組及び市の取組の紹介を通じて、市民が多文化共生という言葉に触れる機会を作り、認知度の向上を図る。</p>	B	B

NO 5 事業名	人権等に関する相談の実施				
事業内容		担当課：市民課			
人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談を実施する。また、性的マイノリティに関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	人権擁護委員の活動等を通じて、人権啓発を行うが、意識の醸成が難しい。	人権身の上相談の実施（定例相談、特設相談）。また、啓発資料を配付する。	A	A
実績内容	人権擁護委員による「人権身の上相談」として、定例相談を市役所及び五日市出張所で、特設相談をあきる野ルピアで実施した。（相談件数5件） また、人権週間等で啓発資料を配付した。				
NO 6 事業名	多言語翻訳機の活用による窓口における支援				
事業内容		担当課：市民課			
日本語以外を母国語とする外国人等に対し、行政手続等を円滑に行えるよう、多言語翻訳機の利用促進を図る。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	市民課での利用合計9件以外では、保険年金課1件、生活福祉課1件、子ども政策課1件、徴税課2件の利用であった。今後の運用をどうしていくか、他部署への活用の周知等が必要である。	翻訳機が必要となった部署に貸し出しを行う。	A	A
実績内容	市民課窓口等で外国人に対する窓口対応として、多言語翻訳機を使用した。（令和6年度合計14件）				

施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進

男女共同参画社会の実現を図るためには、性別・年代に関わりなく、家庭や地域において、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めしていくことが重要です。

このため、学校や地域における学習機会の提供など、男女共同参画に関する教育活動を推進します。

施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、人権・男女平等意識を高める教育に取り組みます。

NO 7	事業名 学校における人権教育の推進				
事業内容			担当課 ：指導室		
各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。					
令和6年度					
数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	人権教育推進上の課題は各校によって異なるため、それぞれの課題を把握し、それらを踏まえた計画を各校が作成できるようにすること。	年間指導計画や人権教育推進上の課題を踏まえ、人権教育の視点を明確にした学習指導を充実させるよう周知徹底を図る。	B	B
実績内容	各学校が作成した人権教育の全体計画及び年間指導計画を基に、各教科等を通して、教員が意図的・計画的に人権に関する知的理解や人権感覚を育む教育活動に取り組んだ。	教職員一人一人の人権感覚及び人権意識を継続的に向上させるための意図的・計画的な研修を充実させること。	職層に応じた人権教育に係る研修を充実させ、教職員が人権尊重の理念について共通理解を深めて理解できるようにする。		
NO 8	事業名 人権教育推進のための指導の充実				
事業内容			担当課 ：指導室		
人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。					
令和6年度					
数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標に対する実績	—	人権教育推進委員会を中心に、各校の実情に応じた指導を充実させること。	人権教育推進委員会は、東京都教育委員会と連携して、人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法について協議することにより、学校における人権教育の推進を図る。	B	B
実績内容	人権教育推進委員会は、東京都教育委員会による研修や、域内のブロックが参集して行う地区の推進委員会に出席し、情報交換や課題に対する協議を行った。各学校では、委員による還元研修を行った。		令和7年度の東京都人権推進協議会は各地の人権担当者を集め、集合型の研修を行うこととしている。		

NO 9 事業名	道徳教育の充実				
事業内容		担当課：指導室			
学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
—	—	学校・家庭・地域 の三者の協力体制 を整えることが重 要であるため、意 見交換会への参加 をより促すとも に、活発な意見交 換が行われるよう な工夫が必要であ る。	各学校が道徳教育推進 担当教員を中心に、保 護者や地域住民等の協 力を得た授業など、連 携強化を図った指導を 工夫するとともに、学 校や地域の実情に応じ たテーマを設定し、意 見交換会を充実させ る。	B	B
実績内容	市内全小・中学校で道徳授業地区公開講座を実施し、学校・家庭・地域が意見交換を行うとともに、各学校で重点とする道徳的価値について共通理解を深めた。				
NO 10 事業名	人権等に関する教職員の理解促進				
事業内容		担当課：指導室			
人権や男女平等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
—	—	男女が互いの違い を認めつつ、男女 両性の本質的平等 の理念についての 理解が進む一方、 「性自認」及び 「性的指向」に対 する正しい理解と 認識が十分に深め られていないこ と。	校長会、生活指導主任 会及び指導室訪問等 において、人権教育プ ログラム等を活用し、教 職員における理解の促 進を図る。 また、市内小中学校の 正規教員を対象に、児 童・生徒への性暴力未 然防止に向けた研修を 実施する。	B	B
実績内容	東京都教育委員会と連携し、研修会に各校から参加するとともに、校内において人権教育プログラムを活用した研修を実施するよう周知を図った。				

施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた意識を効果的に醸成するためには、市民との協働による取組が不可欠です。このため、市民の連携、協働により男女共同参画に関する事業を実施します。

施策1 市民との協働による施策の推進

市民との協働により、男女共同参画プランの進捗状況の評価やフォーラムの実施などに取り組みます。

NO 11	事業名 男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進				
事業内容		担当課：企画政策課			
男女共同参画プランの進捗状況の評価し、計画の推進方法等について検討する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	男女共同参画推進市民会議において、令和5年度の進捗状況を確認及び評価し、その結果を公表した。 また、進捗状況の評価を今年度の事業に生かせるよう、8月7日に市民会議を実施した。 市民会議開催回数：1回	なし	第5次あさき野男女共同参画プランの策定を踏まえ、進捗状況の評価及び公表を行う。また、進捗状況の評価については、今年度の事業に生かせるよう、8月中旬に市民会議を実施し、評価を固める。	A	A
NO 3	事業名 女と男のライフフォーラムの実施（再掲）				
事業内容		担当課：生涯学習推進課			
公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。					

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

施策分野Ⅰ 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、暴言を浴びせる、長期間無視する等の心理的攻撃、生活費を渡さない等の経済的圧迫、性的暴力等、多岐に渡り、いずれも被害者の心身に有害な影響を及ぼします。

全ての人が互いの人権を尊重し、安心して暮らせるよう、配偶者等からの暴力の防止に向け、周知啓発や相談体制の充実等の取組を進めます。

施策Ⅰ 配偶者等からの暴力に関する周知啓発

配偶者等からの暴力の防止のため、周知啓発や相談窓口等の周知を行うとともに、学校教育等における人権教育を通じて、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であることについて、理解の促進を図ります。

NO 12 事業名		「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発			
事業内容		担当課：生活福祉課			
市ホームページやDV周知啓発カード等を活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する情報及び相談窓口等の周知啓発を行う。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	広く周知することで、加害者が相談窓口を知ってしまうことが想定されるため、支援が必要な方へのより良い周知の仕方について検討していく必要がある。	加害者対応を鑑み、相談窓口の周知については工夫し周知する。	A	A
実績内容	市ホームページを活用した周知の外、庁舎及びあきる野ルピアのトイレの個室に市の相談窓口を記載したものを掲示するなど、相談窓口の周知を図った。				
NO 12 事業名		「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発			
事業内容		担当課：企画政策課			
市ホームページやポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の周知啓発を行う。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	—	昨年度の課題に記していた、学生など若年層へPR等に着手したものの、更なる周知に向けて取組を進める必要がある。	SNSの更新頻度やリーフレットの配布頻度を増やす等し、現在の取組内容の強化を図る。	B	B
実績内容	年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。 国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、公共施設及び市内高等学校におけるポスター、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。また、SNSを活用した周知・啓発を行った。（広報掲載1回、市ホームページ更新1回、X1回） このほか、産業祭において、周知・啓発を目的に、森っこサンちゃんを活用し、啓発カード等を配布した。（啓発カード50枚、チラシ50枚） 男女共同参画週間の期間中に、市役所1階に設置した特設コーナーにおいて、関連資料を設置し、周知・啓発を実施した。				

NO 10 事業名	人権等に関する教職員の理解促進（再掲）			
事業内容		担当課：指導室		
人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。				

施策2 若年層に対する予防啓発の実施

若年層が性犯罪・性暴力に巻き込まれないよう、予防啓発や相談窓口の周知を行います。

NO 13 事業名	若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発				
事業内容		担当課：企画政策課			
市ホームページやパンフレット等を活用し、被害の予防啓発や相談窓口の周知啓発を行う。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	<p>年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。</p> <p>国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載、公共施設及び市内高等学校におけるポスター、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。また、SNSを活用した周知・啓発を行った。（広報掲載1回、市ホームページ更新1回、X1回）</p> <p>このほか、産業祭において、周知・啓発を目的に、森っこサンちゃんを活用し、啓発カード等を配布した。（啓発カード50枚、チラシ50枚）</p> <p>男女共同参画週間の期間中に、市役所1階に設置した特設コーナーにおいて、関連資料を設置し、周知・啓発を実施した。</p>	なし	引き続き、同様の取組を進め、周知啓発を行う。	A	A

施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援

配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者の迅速な安全確保を行うことが必要です。このため、相談体制を充実させ、関係機関との連携により、被害者の安全を確保するとともに、自立に向け必要な支援を行います。

施策1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実

配偶者等からの暴力を受けた際に、相談がしやすい体制や母子等を保護する体制を充実させます。

NO 14 事業名	女性相談、母子・父子相談の実施				
事業内容		担当課：生活福祉課			
社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子・父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導等の相談を行う。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	なし	相談者に寄り添い、それぞれの相談者に対し、よりよい問題解決ができるよう、引き続き取り組む。	A	A	
実績内容	相談件数 564件 (延1,025件) ※うち、DV相談 延157件				
NO 15 事業名	母子等緊急一時保護の充実				
事業内容		担当課：生活福祉課			
被害を受けた母子等の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	なし	継続して実施する	A	A	
実績内容	必要に応じて、身の安全を確保するための緊急一時保護を実施した。				

施策2 被害者の自立支援の推進

配偶者等からの暴力を受けた被害者が早期に自立できるよう、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

NO 16	被害者の自立支援の推進			
事業名	被害者の自立支援の推進			
事業内容		担当課：生活福祉課		
被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。				
令和6年度				
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	なし	入所施設、市各部署との連携、警察、児童相談所、女性センター等と連携し、継続して実施する。	A	A
実績内容	母子生活支援施設入所世帯 4世帯			

施策3 関係機関との連携

配偶者等からの暴力を受けた被害者への適切な対応や円滑な支援を行うため、庁内関係部署における連携体制を維持します。

NO 17	庁内の関係部署による連絡会の運営			
事業名	庁内の関係部署による連絡会の運営			
事業内容		担当課：企画政策課・生活福祉課		
庁内の関係部署による連絡会を運営し、市内における配偶者等からの暴力などに関する情報の共有及び連携を図る。				
令和6年度				
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	なし	【企画政策課】 マニュアルの更新作業を完了させ、各課に周知する必要がある。 【生活福祉課】 なし	B	B
実績内容	【企画政策課】 DV被害者支援マニュアルを更新するため、現在の運用状況等の把握を目的に各課へアンケート調査を実施し、庁内会議を実施した。また、会議の結果を受け、マニュアルの更新作業を進めた。 【生活福祉課】 「DV被害者支援マニュアル」を使用し、DV被害者の支援に関して各部署と連携し、支援を実施した。			

施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援

配偶者等からの暴力に限らず、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、虐待など、人権侵害となりうる様々な暴力の防止に向け、周知を行い、防止のための啓発及び相談支援を行います。

施策1 虐待等への相談支援及び防止の啓発

障がい者虐待や高齢者虐待の防止に向けて、法令や相談窓口の周知啓発等に取り組みます。また、将来的に虐待防止につながる若年層の健全育成に向け、非行防止のバトロール等の取組を進めます。

NO 18 事業名		障害者虐待防止法の周知啓発			
事業内容		担当課：障がい者支援課			
広報紙や市ホームページ、市窓口等における広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知啓発を行う。					
令和6年度					
数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価)実績に係る評価	(市民会議評価)男女共同参画の視点からの評価
—	障がい者虐待防止の周知・啓発を目的に、障がい者虐待防止に関する記事を市広報に掲載した。 障害福祉サービス等事業所に対し、障害者虐待防止の研修会を実施した。	なし	障害福祉サービス等事業所への障害者虐待防止に関する研修を継続して実施するとともに、研修に参加できなかった事業所へ訪問調査等を行う。	A	A
NO 19 事業名		高齢者虐待防止法の周知啓発			
事業内容		担当課：高齢者支援課			
市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談窓口の周知啓発を行う。					
令和6年度					
数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価)実績に係る評価	(市民会議評価)男女共同参画の視点からの評価
—	高齢者虐待に関する相談窓口や虐待の種類等を盛り込んだチラシを作成し、市の窓口や公共施設、講座等で周知に取り組んだ。 令和6年度中に16件の高齢者虐待通報に対応した。 高齢者虐待防止ネットワーク会議にて虐待事例の情報共有を図った。	なし	引き続き、チラシを市の窓口や関係機関、講座等で配付を行い、普及啓発に取り組む。	A	A

NO 20	障害者虐待防止センターの運営				
事業名	障害者虐待防止センターの運営				
	事業内容		担当課：障がい者支援課		
障がい者虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、24時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営し、障がい者及び養護者の支援体制を強化する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	障がい者虐待の届出・通報受理、受理後の障がい者の安全・事実確認、障がい者及び養護者の相談・指導及び助言、障がい者虐待防止の普及啓発を関係機関と連携し、実施した。	なし	継続して、障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の防止や迅速な虐待対応ができる体制を維持する。	A	A
NO 21	青少年健全育成活動の充実				
事業名	青少年健全育成活動の充実				
	事業内容		担当課：生涯学習推進課		
非行防止のパトロールや不健全図書類に関する店舗立ち入り調査などの活動を通じて、青少年の健全育成を図る。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	中学校区健全育成推進会議及び青少年健全育成地区委員会による非行防止のパトロールや児童の登下校の見守りを行うとともに、青少年顕彰ふるさと委員会から5名が東京都青少年健全育成協力員として、市内の図書販売店舗において不健全図書類の陳列状況等について立入調査を行い、青少年の健全育成を図った。	なし	継続して実施する。	A	A

施策2 ハラスメント防止のための意識啓発

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等のハラスメントを防止するため、市民のみならず、市内事業所等に対する意識啓発に取り組みます。

NO 22 事業名		男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発			
事業内容		担当課：企画政策課			
ハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、市ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
—	—	なし	引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。 ポスターやチラシについては、対象となる市民の目につきやすい場所への設置・掲示を行う。 設置したチラシ等の配布先と部数について、継続して記録をとり、今後の配布方法の検討材料とする。	A	A
実績内容	年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。 国が定める啓発週間に合わせ、市広報、市ホームページへの記事掲載を行った。 (広報掲載1回、市ホームページ更新1回、ハラスメント防止セミナーに関する窓口等での情報提供1件) 企画政策課の窓口以外へのチラシの設置、配布場所を広げた。 (ハラスメント防止セミナー：企画政策課窓口及びあきる野ルピアに設置) (性犯罪の撲滅に関連するチラシ：市内各高等学校及び各図書館に設置)	なし			
NO 22 事業名		男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発			
事業内容		担当課：商工振興課			
ハラスメント防止に向け、市内事業所に対して周知啓発を行う。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
—	—	なし	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	A
実績内容	年間を通じて、東京都が作成したチラシを公共施設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。(チラシの種類：1種類)	なし			

NO 22 事業名	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発			
	事業内容		担当課：職員課	
ハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。				
令和6年度				
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—			
実績内容	<p>【独自研修】 課長職及び係長・主査職を対象としたハラスメント防止研修を実施し、55人が受講した。 課長 21人 係長 34人</p> <p>【派遣研修】 東京都市町村職員研修所で実施の新任係長及び新任課長を対象としたハラスメント研修に、17人派遣した。 課長 6人 係長 11人</p>	なし	東京都市町村職員研修所へ職員の派遣を実施するとともに、独自研修の実施について検討する。	A A

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策分野Ⅰ 職業生活における女性の活躍の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら、依然として、従来の固定的な性別役割分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。

このため、女性活躍推進法に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性がその能力等を発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、就労支援等に取り組みます。

施策分野Ⅰの数値目標	基準値	目標値	令和6年度末実績
「職場で男性と女性が平等になっているか」について、「男女平等である」と感じる比率 (市民アンケート調査による)	28.7% R2年度実施	35%	26.1% R6年度実施

施策Ⅰ 男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、労働相談、小・中学生が様々な職業に触れる機会の創出等に取り組みます。

NO 23 事業名	育児・介護休業制度の普及啓発			
	事業内容		担当課：商工振興課	
市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。				
令和6年度				
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—			
実績内容	年間を通じて、国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。(チラシ等の種類：3種類)	なし	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A A

NO 23 事業名	育児・介護休業制度の普及啓発			
事業内容		担当課：職員課		
職員に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。				
令和6年度				
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標：R8.3.31までに (1)男性職員の育児休業取得率：50% (2)女性職員の育児休業取得率：100% (3)男性職員の育児休業(1か月以上)取得率25% 実績：令和6年度 (1)男性職員の育児休業取得率：87.5% (2)女性職員の育児休業取得率：100% (3)男性職員の育児休業(1か月以上)取得率62.5%	なし	A	A
実績内容	「あきる野市特定事業主行動計画」で定める育児休業の取得率の数値を目標として、対象職員及び所属長に対し、適宜、育児休業に関する説明を行った。			
NO 24 事業名	パートタイム労働等に関する情報収集及び提供			
事業内容		担当課：商工振興課		
パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集及び提供を行う。				
令和6年度				
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—			
実績内容	年間を通じて、東京都が作成したチラシを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。(チラシの種類：1種類)			
	なし	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	A

NO 25 事業名	労働相談の実施				
事業内容			担当課：市民課		
市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	労働に関して法的な問題がある時は、法律相談を受けていただいた。また、東京都労働相談センター等の相談窓口を紹介する等の対応をした。労働に関する労働相談Q&A法テラスのリーフレットを窓口に常時30部配置した。	なし	法律相談や東京都労働相談情報センター等を紹介する。また、労働相談Q&A法テラスのリーフレットを窓口に常時配置する。	A	A
NO 25 事業名	労働相談の実施				
事業内容			担当課：商工振興課		
労働相談を実施する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	年間を通じて、国や東京都等が作成した、労働相談に関するチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。(チラシ等の種類：3種類) また、窓口や電話により相談があった場合には、相談内容に応じて、東京都労働相談センターや東京労働局総合労働相談コーナーなど、適切な相談窓口を案内した。	なし	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図るとともに、窓口や電話による相談があった場合には、適切な窓口を案内する。	A	A

NO 26 事業名		啓発活動の推進			
		事業内容	担当課：商工振興課		
		商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供を行う。			
		令和6年度			
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	年間を通じて、東京都が作成したチラシを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口 に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。 (チラシの種類：1種類)	なし	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	A
NO 26 事業名		啓発活動の推進			
		事業内容	担当課：農林課		
		女性就農者の確保に向けて、農業における女性の労働条件等の改善のため、情報提供を行う。			
		令和6年度			
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までに 新規女性就農者1人以上 実績：令和4年10月に、女性1人が認定新規就農者となり、令和5年4月から就農開始となった。	なし	引き続き、新規女性就農者の獲得を目指していくとともに、すでに就農した女性農業者に対しても、各種セミナーやフォーラムの広報活動に注力し、積極的な参加を呼びかけることで、農業経営がしやすくなるような体制を整えていく。	A	A
実績内容	農業経営を安定させるための補助事業のバックアップを行う他、女性農業者向けイベント参加の積極的な声かけを行った。				

NO 27 事業名	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実				
事業内容		担当課：指導室			
学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
—	—	一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた指導を行うに当たり、学習や生活の見直しを立てること、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげることを、将来の生き方を考えるなどの活動を充実させること。	特別活動を中心に、教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の育成を目指してキャリア教育の充実を図る。	B	B
実績内容	各校がキャリア教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、キャリア教育で育成を目指す4つの基礎的・汎用的能力の育成を図った。 ①人間関係形成・社会形成能力 ②自己理解・自己管理能力 ③課題対応能力 ④キャリアプランニング能力 中学校は、職場体験を通して考え、小学校は基礎の人間関係を考えながら行動することを発達段階に応じて指導している。	一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた指導を行うに当たり、学習や生活の見直しを立てること、学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげることを、将来の生き方を考えるなどの活動を充実させること。	特別活動を中心に、教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の育成を目指してキャリア教育の充実を図る。	B	B
NO 28 事業名	様々な職業に触れる機会の創出				
事業内容		担当課：指導室			
学校教育において、最先端の技術を有する市内事業所の見学など、様々な職業に触れる機会の創出に取り組む。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
—	—	児童・生徒の興味・関心がある事業所等が必ずしも地域にあるに限らず、受入れ時期や人数、内容等の問題もあり、体験・見学先の確保が難しいこと。	各校が年間指導計画を踏まえ、意図的・計画的に体験・見学先を確保し、様々な職業に触れる機会を創出できるようにする。	B	B
実績内容	総合的な学習の時間等において、自ら設定した課題について、様々な事業所等を調査・見学したり、職業体験をしたりすることで課題を解決し、必要な資質・能力の育成を図った。	児童・生徒の興味・関心がある事業所等が必ずしも地域にあるに限らず、受入れ時期や人数、内容等の問題もあり、体験・見学先の確保が難しいこと。	各校が年間指導計画を踏まえ、意図的・計画的に体験・見学先を確保し、様々な職業に触れる機会を創出できるようにする。	B	B

NO 29 事業名	あきる野市特定事業主行動計画の推進				
	事業内容		担当課：職員課		
あきる野市特定事業主行動計画を推進するとともに、推進状況を公表する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	男女別の育児休業取得率、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得促進を図るとともに、取得率など8項目を公表した。	なし	引き続き、育児休業対象者及び関係者に対し、育児休業に関する情報を周知する。	A	A

施策2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援

女性等の就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

NO 30 事業名	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供				
	事業内容		担当課：商工振興課		
就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供を行う。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	年間を通じて、東京都が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図ったほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。(チラシ等の種類：6種類) また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、ハローワークの求人情報端末の設置や市内事業者の求人情報を掲載し、情報提供を行った。	なし	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図るほか、Bi@Staにおける就労支援機能の周知を図る。	A	A

NO 31 事業名	子育て中の女性の再就職支援の実施				
事業内容		担当課：商工振興課			
就労意欲を持つ子育て中の女性に対し、ワーキングセミナーを開催することや再就職に関する情報を提供する。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
実績内容	<p>東京都が作成したチラシやリーフレットを公共施設へ設置し市民への周知を図った。(チラシ等の種類：3種類)</p> <p>また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、ハローワークの求人情報端末の設置や市内事業者の求人情報を掲載し、情報提供を行った。</p> <p>さらに、ハローワーク青梅との共催により、子育て中の女性を対象とした「しごとと子育て両立応援ミニセミナー」を開催した。</p> <p>令和6年度セミナー実績 3月14日 参加者：2人 ※内容はハローワークの概要、就職活動準備、応募書類の作成、面接対策など</p>	なし	<p>継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図るほか、Bi@Staにおける就労支援機能の周知を図る。</p> <p>また、ハローワーク青梅等との共催による子育て中の女性を対象としたセミナーを開催する。</p>	A	A
NO 32 事業名	起業に関する支援				
事業内容		担当課：商工振興課			
女性の起業活動を支援する。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
実績内容	<p>年間を通じて、東京都が作成したチラシを公共施設に設置することやあきる野商工会に対し窓口での配布を依頼することで、普及啓発を図った。(チラシの種類：1種類)</p> <p>また、Bi@Staの創業支援事業の一環として、必要に応じて情報提供を行った。</p> <p>女性創業者：15人(令和6年度)</p>	なし	<p>継続して実施する。</p> <p>また、創業セミナー等を実施することにより、Bi@Staの周知・PRを図る。</p>	A	A

NO 33	事業名 空き店舗活用の支援				
事業内容		担当課：商工振興課			
起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図る。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	五日市活性化戦略委員会と移住・定住部門が連携し、「空き店舗見学会」を実施した。 参加者数：18人 また、あきる野商工会及びBi@staを通じて、創業を希望する方を中心に見学会のチラシを配布し、周知を行った。	なし	引き続き、五日市活性化戦略委員会と移住・定住部門が連携し、「空き店舗見学会」を開催し、見学会で紹介できる物件の開拓の支援を行う。 あきる野商工会及びBi@staと連携し、起業を目指す女性へ「空き店舗見学会」に参加してもらえるように支援していく。	A	A
NO 34	事業名 ひとり親家庭への自立支援給付費の支給				
事業内容		担当課：生活福祉課			
ひとり親家庭の親の就業の際に、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	自立支援教育訓練給付金 3件 高等職業訓練促進給付金 8件 高等職業訓練修了支援金 2件	なし	課題はあるもののあきる野市は近隣市の実績数と比較し、利用者が多い水準を保持しているため、継続して実施する。	A	A

NO 35 事業名	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実				
	事業内容		担当課：生活福祉課		
ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標：R7.3.31までにヘルパー派遣の利用件数：3件(延べ200日) 実績：利用件数 1件(延べ44日)	利用件数を増加させるため、従前より継続的に周知をしている。子ども家庭センター担当からも支援が必要な対象世帯には声かけをしている。また、同時に当該事業を委託できる事業者が少ない。	従前とおり、周知するとともに、こども家庭センターと連携し、継続して対象世帯に声かけを実施する。	B	B
実績内容	利用件数 1件(延べ44日)				

施策分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性も、一人一人が、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

このため、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、意識啓発や子育て・介護支援等の取組を進めていきます。

施策分野2の数値目標	基準値	目標値	令和6年度末実績
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「内容を含めて知っている」という比率(市民アンケート調査による)	31.0% R2年度実施	35%	41.1% R6年度実施
あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数	4社 R3.10.1現在	10社	7社

施策1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

NO 36 事業名	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発				
	事業内容		担当課：企画政策課		
国や東京都と連携し、市ホームページ等の活用により、市民等に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	—		引き続き、周知の方法及びチラシ等の設置場所を工夫しながら、継続して実施する。 ポスターやチラシについては、対象となる市民の目につきやすい場所への設置・掲示を行う。設置したチラシ等の配布先と部数について、継続して記録をとり、今後の配布方法の検討材料とする。 また、東京都ウィメンズプラザなどに市のワーク・ライフ・バランスの取組を紹介してもらい、情報発信力を高める。	A	A
実績内容	国や都から提供のあったセミナー等のチラシ、啓発用リーフレット等を企画政策課、商工振興課、こども家庭センター等の窓口に設置した。 また、市が実施する「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業」について、市ホームページや都ホームページでPRを行うとともに、市広報においては、一面に掲載し、市民の目に触れやすい機会を作ったほか、東京都ウィメンズプラザのホームページに、市のワーク・ライフ・バランスの取組を掲載した。 (広報掲載2回、窓口等での情報提供2件)	なし			

NO 36 事業名		ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発			
事業内容		担当課：商工振興課			
市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	なし	継続してチラシやリーフレットによる周知啓発を図る。	A	A	
年間を通じて、東京都が作成したチラシを公共施設へ設置したほか、あきる野商工会の窓口に設置することにより、市内事業者への普及啓発を図った。(チラシの種類：1種類)					
NO 36 事業名		ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発			
事業内容		担当課：職員課			
職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	なし				
実績内容	なし	勤怠管理等に係る適切な助言等を行うとともに、職員の流動対応や会計年度任用職員の任用に加え、テレワークの勤務形態等を継続して実施する。	A	A	
目標：R8.3.31までに 年次有給休暇の平均取得日数 15日以上 実績：令和6年度 平均取得日数13.4日 ノー残業デーの周知及び週休日の振替(休日の代休を含む。)の促進に取り組むとともに、新たに「夏休+(プラス)」として夏季休暇と合わせた年次有給休暇の取得促進を実施した。また、年次有給休暇の取得率が低い管理職に対し、研修等で周知するなどしている。					

NO 37 事業名		ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知			
事業内容		担当課：企画政策課			
ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定するとともに、広報紙等での取組内容を周知する。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価	
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までにワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数：10社 実績：認定事業所数：7社（R6年度末時点）				
実績内容	「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業実施要綱」に基づき、事業所認定を進めるため、市広報及び市ホームページで事業のPRを行ったほか、事業者への直接的な働きかけの結果もあり、新たに2社を認定した。また、認定企業を紹介するポスターを見た事業所からの応募もあり、認定に繋がった。	なし	引き続き、市ホームページ等で周知を行うほか、事業所への直接的な働きかけを行う。	A	A
NO 37 事業名		ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知			
事業内容		担当課：商工振興課			
ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知する。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価	
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	東京都が作成したチラシをあきる野商工会の窓口に設置したほか、あきる野商工会を含む認定事業者7社のポスターを掲示し、市内事業者への普及啓発を図った。（チラシの種類：1種類）	なし	継続してチラシやリーフレットの設置及びポスターの掲示等による周知啓発を図る。	A	A

施策2 子育て支援による家庭生活との両立

男女がともに育児と家庭、仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てを支える仕組みづくりに取り組みます。

NO 38	事業名 子育て支援に関する情報の発信				
事業内容			担当課 ：こども政策課		
市ホームページ、メール配信サービス等の活用により、子育てに関する情報の発信を行う。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標(令和6年度までに)： 1 子育て応援サイトののキッズ アクセス件数 122,890件 2 子育て応援アプリののキッズ ダウンロードユーザー 2,402人 実績(令和6年度)： 1 のキッズWeb アクセス件数 143,070件 2 のキッズアプリ ダウンロードユーザー 2,765人 (令和7年3月末時点)	なし	子育て支援ガイドブック2026の発行に加え、多言語機能の追加を検討する。 市のメール配信サービス等を使い、のキッズWeb及びのキッズアプリの周知を行う。	A	A
実績内容	子育て支援ガイドブック2024の発行に加え、電子化を行い、市ホームページで閲覧できるようにした。 子育てサイト・アプリについて、迅速な情報発信や必要な情報がスムーズに検索できるようにリニューアルを行い、周知した。 ※ 子育て支援ガイドブック2024 発行部数 5,000部(2年分)				
NO 35	事業名 ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実(再掲)				
事業内容			担当課 ：生活福祉課		
ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。					
NO 39	事業名 子育てグループ等への活動支援				
事業内容			担当課 ：こども家庭センター		
地域の子育てグループ(子育てサークル)に関する情報を把握し、情報提供に取り組むとともに、情報交換のために連絡会や交流会等の機会を設ける。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	子育てひろばと一体化して行った講座等において交流の場を提供することで、子育て世代同士の交流や情報交換を促進した。また、子育てひろばにおいては子育てに関する相談を受ける体制を確保し、関係機関に繋ぐ等情報提供に努めた。				
		交流を望む保護者同士が自然と関わり合い、相談できる環境を整える必要がある。	気軽に負担無く保護者同士が交流したり、相談できる雰囲気づくりを子育てひろばに常駐する保育士等が心掛けるとともに、子育て講座の実施等継続して行う。	B	B

NO 40 事業名	ファミリー・サポート・センターの運営				担当課：こども家庭センター	
	地域で育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポートセンターを運営する。					
令和6年度						
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価	
数値目標 に対する 実績	—					
実績内容	<p>1 提供会員養成講習会、意見交換会及び会員交流会等を実施した。</p> <p>2 登録者数 741人</p> <p>(1)提供会員数 197人</p> <p>(2)依頼会員数 533人</p> <p>(3)両方会員数 11人</p> <p>3 活動件数 1,008件</p>	なし	<p>継続して事業を実施するとともに、市ホームページでの周知やチラシの配布などを活用し、事業の周知・啓発を図る。</p>	A	A	
NO 41 事業名	乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施				担当課：こども家庭センター	
	保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。					
令和6年度						
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価	
数値目標 に対する 実績	—					
実績内容	<p>1 子どもショートステイ事業</p> <p>(1)実施施設 乳児院及び児童養護施設 定員 0歳から2歳まで5人、3歳から5歳まで5人 延べ利用人数 263人 (延べ利用日数544日)</p> <p>(2)実施施設 母子生活支援施設 定員 小学1年生から6年生まで4人 延べ利用人数 5人 (延べ利用日数7日)</p> <p>(3)協力家庭 (市内6世帯) 定員 小学1年生から6年生まで4人 延べ利用人数 1人 (延べ利用日数1日)</p> <p>※令和4年度から対象に小学生を追加し、子どもショートステイ事業に名称変更をしている。</p> <p>2 乳幼児一時預かり事業 (一般型)</p> <p>(1)新規登録人数 111人</p> <p>(2)延べ利用人数 584人</p> <p>(3)利用時間単位の総数 1,457枠</p>	なし	<p>子どもショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業について継続して事業を実施し、支援を行う。また、相談機関と連携の上で、必要とする家庭に情報提供することで利用を促進していく。</p>	A	A	

NO 41 事業名	乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施				
事業内容		担当課：保育課			
保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
	—	なし	利用希望者と園との間でマッチングを図りながら、継続して実施する。	A	A
実績内容	私立保育所12園と認証保育所2園で実施した。 合計人数：延べ262人 4時間以内：延べ65人 4時間以上：延べ197人				
NO 42 事業名	病児・病後児保育の実施				
事業内容		担当課：こども家庭センター			
保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないときや、病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
	—	なし	継続して事業を実施するとともに、市ホームページやチラシの配布など、多くの方が目にする媒体を積極的に活用し、事業の周知・啓発を図る。	A	A
実績内容	病児・病後児保育事業 新規登録人数 127人 延べ利用人数 626人				

NO 43 事業名	子育て支援のための場の充実				
事業内容			担当課：こども家庭センター		
乳幼児を持つ親の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
	—				
実績内容	<p>1 市内5か所の子育てひろばで自由開放を実施した。</p> <p>2 子育て応援メールを用いて子育て支援事業等の啓発活動を実施するとともに、のキッズWEBを活用して情報発信を行った。</p> <p>3 子育てひろばと一体化して行った講座等において交流の場を提供することで、子育て世代同士の交流や情報交換を促進した。</p>	<p>子育てひろば事業の認知度を向上させるべく、周知・啓発を行っていく必要がある。</p>	<p>事業を継続して実施するとともに、利用者が分かりやすいものとなるよう内容を検討した上で、子育て応援メールやのキッズWEBを活用した啓発及び情報発信を行っていく。</p>	B	B
NO 44 事業名	延長保育、幼稚園型一時預かり事業及び休日保育事業の実施				
事業内容			担当課：保育課		
保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育、幼稚園での幼稚園型一時預かり事業及び休日保育を実施する。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
	—				
実績内容	<p>1 延長保育実績 市立保育所3園（一日単位利用：延べ126人、月単位利用：0人） 私立保育所12園（延べ：16,751人） 認定こども園1園（延べ：15,666人）</p> <p>2 幼稚園型一時預かり実績 私立幼稚園2園 認定こども園3園（延べ：17,670人）</p> <p>3 休日保育実績 私立保育所1園（延べ：112人）</p>	なし	<p>1 延長保育 継続して実施する。生活保護及び住民税非課税世帯の延長保育料の免除についても継続して実施する。</p> <p>2 幼稚園型一時預かり 継続して実施する。</p> <p>3 休日保育 継続して実施する。なお、実施施設の保育士だけでは受入が困難となる日に備え、市立保育所の保育士を派遣するための協定を継続する。</p>	A	A

NO 45 事業名	読書推進事業の充実				
事業内容		担当課：図書館			
働いている保護者も親子で参加できるように、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
—	—	なし	今後も参加しやすい日 時や内容を工夫し、事 業の充実を図る。広報 あきる野、図書館ホー ムページ、メール配信 等を利用し事業のPR を積極的に行う。	A	A
実績内容	<p>子育て世代が親子で参加できるように、年105回実施したおはなし会のうち54回を休日に開催した。中央図書館では「わらべうたのじかん」の平日開催を日曜日開催へ変更した。年6回の工作会や年3回の人形劇もすべて休日に行う等開催日時に配慮して実施した。また、広報あきる野、図書館ホームページ、メール配信等を利用し事業のPRを行った。</p> <p>参加人数 おはなし会：延べ617人 わらべうたのじかん：延べ113人参加 工作会：延べ169人 人形劇：延べ51人参加</p>	なし	今後も参加しやすい日 時や内容を工夫し、事 業の充実を図る。広報 あきる野、図書館ホー ムページ、メール配信 等を利用し事業のPR を積極的に行う。	A	A
NO 46 事業名	学童クラブの充実				
事業内容		担当課：こども政策課			
男女ともに働き続けることができるよう、学童クラブへの入会や育成時間の延長を実施する。また、受入人数の拡大など、学童クラブの充実を図る。					
令和6年度					
数値目標 に対する 実績	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
目標：R7.3.31までに学童クラブの待機児童数：0人 実績：R7.3.31までの学童クラブの待機児童数：0人	—	なし	学童クラブでは、保護 者が就労等により昼間 家庭にいない小学校に 就学している児童を受 け入れ、適切な遊び及 び生活の場を提供す る。 また、五日市学童クラ ブの待機児童の解消を 目指し、児童館機能付 き学童クラブとして実 施場所の拡充や業務委 託、新たな取組（例： 仮称ランドセル学童） などを含め、待機児童 を解消するための取組 を検討する。	A	A
実績内容	<p>令和6年度の市内学童クラブは、11か所16クラブでの運営を行った。</p> <p>また、若竹学童クラブ及び増戸学童クラブは児童館付き学童クラブへの転用及び学校の教室の活用により場所の確保を行い、学童クラブの運営委託により従事者を確保したことで、常態化していた待機児童は解消された。実施場所を拡充したことで、常態化していた待機児童は解消された。</p> <p>令和6年度末の入会者数は、989人で、待機児童数は、0人となった。（令和7年3月31日現在）</p>	なし	学童クラブでは、保護 者が就労等により昼間 家庭にいない小学校に 就学している児童を受 け入れ、適切な遊び及 び生活の場を提供す る。 また、五日市学童クラ ブの待機児童の解消を 目指し、児童館機能付 き学童クラブとして実 施場所の拡充や業務委 託、新たな取組（例： 仮称ランドセル学童） などを含め、待機児童 を解消するための取組 を検討する。	A	A

NO 47 事業名		教育相談体制の充実			
事業内容		担当課：指導室			
特別な支援を要する児童・生徒や悩み・不安を抱えている児童・生徒の保護者への相談体制の充実を図る。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価	
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	<p>教育相談所、教育支援室、スクールソーシャルワーカー（SSW）及びこども家庭センター等の関係機関と連携して、児童・生徒の適切な支援につなげた。</p> <p>R6各実績（実績値であり、連携案件数ではない） 教育相談所：通所2,107件 電話136件 教育支援室：45人 SSW：1,432件</p>	<p>学校生活支援シート等の書類に基づいた情報共有は行われている一方、現状の支援の共有にとどまり、その後の支援の充実につながらないことがあること。</p>	<p>教育支援室の指導員による巡回相談、全小・中学校、市役所別館及び五日市教育相談所内に居場所機能として設置したカラフルルーム及び小学校2校、中学校1校に配置した校内別室指導支援員を活用し、特別な支援を要する児童・生徒及びその保護者の相談体制を充実させる。</p>	B	B

施策3 介護支援による家庭生活との両立

男女がともに介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービス等の充実に取り組みます。

NO 48 事業名		介護保険制度等の周知啓発		
事業内容		担当課：高齢者支援課		
介護保険制度等の周知啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。				
令和6年度				
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価
数値目標 に対する 実績	—			
実績内容	なし	<p>あきる野市介護保険推進委員会において議論を重ね、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>産業祭と同一日に介護の日のイベントを実施し、介護保険制度や介護の実態等について広く周知・啓発を行う。</p>	A	A

NO 49 事業名	介護教室の実施			
事業内容		担当課：高齢者支援課		
介護に男女が共同して参加できるように、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。				
令和6年度				
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標：R6.3.31までに (1)介護教室の実施回数：9回 (2)介護教室の参加者：180人 実績： (1)介護教室の実施回数：9回 (2)介護教室の参加者：141人	若年層の介護への 興味、理解の低下 を背景に若年層世 帯による講座の周 知方法について再 検討が必要であ る。	市広報誌による周知だ けでなく、メール配信 サービスによる周知を 行い、参加者数の増加 及び若年層への周知を 行う。	B
実績内容	在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方 などを対象に、介護や病気の知識、介護保険や福祉サー ビスの利用の仕方等を学ぶ講座を実施した。		B	B
NO 50 事業名	相談体制の充実			
事業内容		担当課：障がい者支援課		
障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。				
令和6年度				
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—			
実績内容	なし	継続して実施する。	A	A
障害者基幹相談支援センターにおいて障がい者の日常生 活の支援、家族も含めた相談支援を実施した。また、障 がい者就労・生活支援センターでは、就労支援のほか、 福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を 高めるための支援等を実施した。		A	A	

NO 50	事業名 相談体制の充実			
事業内容		担当課：高齢者支援課		
地域包括支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。				
令和6年度				
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—			
実績内容	地域包括支援センターを市内3か所に設置し、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応した。 相談件数 9,138件	なし	引き続き、相談対応を実施していく。困難事例の相談内容や対応方法を連絡会において共有していく。	A A

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

施策分野Ⅰ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、男女ともに持つ権利であり、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、特に女性における健康上の問題について、理解や支援が求められています。

このため、自らの意思に基づき、自分らしく生きることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発を行うとともに、妊娠・出産に当たって必要な相談及び支援に取り組みます。

施策Ⅰ リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女が互いに理解するとともに、本人の意思が尊重されるよう正しい知識や情報の啓発に取り組みます。

NO 51	事業名 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発			
事業内容		担当課：企画政策課		
妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。				
令和6年度				
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価 (市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—			
実績内容	引き続き、市ホームページにおいて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、周知した。 国際女性デー（3月8日）について、市ホームページで周知したほか、企画政策課窓口に特設コーナーを設け、チラシ等を設置した。	国際女性デー以外の男女共同参画に係る周知啓発期間（男女共同参画週間等）においても、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、周知する必要がある。	男女共同参画に係る周知啓発期間（男女共同参画週間等）においても、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、周知する。	B B

NO 51 事業名	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発				
事業内容		担当課：こども家庭センター			
妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。					
令和6年度					
数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価)実績に係る評価	(市民会議評価)男女共同参画の視点からの評価
実績内容	<p>夫婦が協力して出産、子育てをする知識を得るため、体験を通して親になる心の準備ができるよう、また、子育て支援となる資源を知り、仲間・地域とのつながりの必要性を理解してもらうため、妊婦及びその家族を対象に母親学級（両親学級）を実施した。</p> <p>1 平日コース（3日制） 4学級 受講者延数90人 2 土曜コース 4 学級 受講者延数91人</p>	<p>参加者同士の情報交換やつながりの醸成を促すとともに育児に対する父親への情報提供や父親のメンタルケア等も含めて妊娠期からのフォローの強化が必要とされる。</p>	<p>継続して実施する。参加者同士の情報交換やつながりが持てるようにグループワークを取り入れる。市ホームページへの掲載のほか、市民の意識啓発につながる取組を検討する。また、妊娠前からの相談や母親学級（両親が旧）の周知を強化していく。</p>	B	B
NO 52 事業名	両親学級の充実				
事業内容		担当課：こども家庭センター			
両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及啓発を図る。					
令和6年度					
数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価)実績に係る評価	(市民会議評価)男女共同参画の視点からの評価
実績内容	<p>夫婦が協力して出産、子育てをする知識を得るため、体験を通して親になる心の準備ができるよう、また、子育て支援となる資源を知り、仲間・地域とのつながりの必要性を理解してもらうため、妊婦及びその家族を対象に母親学級（両親学級）を実施した。</p> <p>1 平日コース（3日制） 4学級 受講者延数90人 2 土曜コース 4学級 受講者延数91人</p>	<p>参加者同士の情報交換やつながりの醸成を促すとともに育児に対する父親への情報提供や父親のメンタルケア等も含めて妊娠期からのフォローの強化が必要とされる。</p>	<p>継続して実施する。市ホームページへの掲載のほか、市民の意識啓発につながる取組を検討する。父親への参加を積極的に勧めていく。</p>	B	B

施策2 妊娠・出産に関する支援

母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

NO 53 事業名		妊娠・出産に関する健康支援			
事業内容		担当課：こども家庭センター			
妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。					
令和6年度		令和7年度	(担当評価)	(市民会議評価)	
事業実績	課題	実施予定内容	実績に係る評価	男女共同参画の視点からの評価	
数値目標に対する実績	—				
実績内容	なし	継続して実施する。妊娠届出時の妊婦面談や25歳以下の様々な困難を抱えた初産婦を中心とした面談、その他必要に応じてサポートプランの作成をする。また、出産後に新生児訪問や産後ケア等を行う。	A	A	
令和6年度		令和7年度	(担当評価)	(市民会議評価)	
事業実績	課題	実施予定内容	実績に係る評価	男女共同参画の視点からの評価	
数値目標に対する実績	—				
実績内容	なし	継続して実施する。市広報や市ホームページなどで周知を図っていく。	A	A	

NO 55	事業名 育児相談の充実				
事業内容			担当課：こども家庭センター		
乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	乳幼児を持つ保護者を対象に、個別に育児相談を実施した。 実施回数 36回 (相談者数 延べ 239人)	より気軽に相談しやすい環境を作る必要がある。	継続して実施する。 育児相談の実施場所をあきる野保健相談所から子育てステーションこころのに移し、子育てひろばと協力し実施していく。	B	B
NO 56	事業名 母子健康手帳の交付と面談の実施				
事業内容			担当課：こども家庭センター		
妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子ともに保健指導が受けやすく、気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	妊娠された方に、妊娠・出産の経過、子どもの発育状況、健康診査、予防接種等を記録する母子健康手帳や手引き書、妊婦健康診査受診票、出生通知票などが入った「母と子の保健バッグ」を交付するとともに、保健師等が面談を行った。 妊娠届受理数件382件	なし	継続して実施する。 妊娠届時に実施する妊婦面談や25歳以下の様々な困難を抱えた初産婦を中心とした面談やその他必要に応じてサポートプランの作成を通じ、ニーズに合わせた妊娠期から子育て期に渡り切れ目ない支援を行う。	A	A

NO 57 事業名		特定不妊治療費助成事業の実施			
事業内容		担当課：こども家庭センター			
医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受ける方に対し、東京都の特定不妊治療費助成に上乗せして医療費の一部を助成する。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	なし	継続して実施してい く。	A	A	
医療保険が適用されない高額な特定不妊治療（先進医療を含む）費の助成を行った。 助成人数 6人 助成件数 特定不妊治療1件、特定不妊治療（先進医療）5件					
NO 58 事業名		産後ケア事業の実施			
事業内容		担当課：こども家庭センター			
産後に心身のケアや育児のサポートを必要とする方に対し、安心して子育てができるように産後の支援を行う。					
令和6年度					
事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価	
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	なし	・継続して実施する ・西多摩圏域で施設の 統一した安全管理マ ニュアルや運営方法な ど協議していく。	A	A	
産後ケア事業利用者数 宿泊型 認定件数 29件 延べ利用日数125日 訪問型 認定件数 32件 延べ利用日数160日 通所型 認定件数 68件 延べ利用日数268日					

施策分野2 性差に応じた健康支援

生涯を通じた健康の保持のためには、身体的性差や疾患のり患状況の違い等により、性差に応じた的確な保健・医療を受ける必要があります。このため、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。

施策1 健康に関する周知啓発

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、健康支援に関する周知啓発及び相談を実施します。

NO 59 事業名		健康に関する情報提供及び意識啓発の推進			
事業内容		担当課：健康課			
健康手帳の交付、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を行う。					
令和6年度					
数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価)実績に係る評価	(市民会議評価)男女共同参画の視点からの評価
—	—	なし	健康手帳の交付を継続するとともに、市民が活用できる血压手帳を作成して、配布する。市ホームページの活用及び資料配布等とおして、健康教育(情報提供)を継続する。	A	A
実績内容	健康手帳の交付：2,217冊 血压手帳の交付：3,019冊 健康課で実施している事業等で、健康手帳を配布した。また、令和6年度から血压手帳の配布を開始した。ホームページの活用および資料配布等とおして、健康教育(情報提供)を実施した。	なし	健康手帳の交付を継続するとともに、市民が活用できる血压手帳を作成して、配布する。市ホームページの活用及び資料配布等とおして、健康教育(情報提供)を継続する。	A	A
NO 60 事業名		健康相談の充実			
事業内容		担当課：健康課			
保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。					
令和6年度					
数値目標に対する実績	事業実績	課題	令和7年度実施予定内容	(担当評価)実績に係る評価	(市民会議評価)男女共同参画の視点からの評価
—	—	なし	健康相談事業は、継続して実施する。心の相談については相談窓口の案内チラシを健康課窓口及び関係部署に提供する。	A	A
実績内容	市役所及び五日市ファインプラザにて、1か月に2回健康相談を実施した。また、年2回、市役所1階ロビーを活用して健康相談会を実施した。また、電話及び窓口等での健康相談も随時対応した。健康のつどいでは相談コーナーを設け、健康相談を実施した。 実施回数：560回 相談延べ人数：899人	なし	健康相談事業は、継続して実施する。心の相談については相談窓口の案内チラシを健康課窓口及び関係部署に提供する。	A	A

施策2 予防や早期発見のための事業の実施

生涯を通じて健康でいられるよう、病気の予防や早期発見のための事業に取り組みます。

NO 61 事業名		がん検診の充実		担当課：健康課	
事業内容		がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。			
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までに がん検診の受診率を上げる。 基準値 胃がん 11.3% 大腸がん 30.3% 肺がん 11.1% 乳がん 26.4% 子宮がん 22.0% 実績（令和6年度） 胃がん 18.7% 大腸がん 35.1% 肺がん 16.1% 乳がん 27.7% 子宮がん 22.2%	なし	継続して実施する。 市民が受診しやすい環 境の整備に努める。ま た、若い世代に向けて SNSを活用した周知や 20歳から35歳まで（5 歳刻み）の女性に向け た案内にチラシを同封 する等、勧奨と共にが ん予防に向けた意識啓 発を行う。 胃がん検診については 胃内視鏡検査の実施に 向けてあきる野市医師 会と調整、検討を行 う。	A	A
実績内容	胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん・前立腺 がん検診を市内在住者を対象に実施した。 1日で全ての項目が受診できるセット検診、家族や友達 と一緒に受診できるグループ申込み、未就学児のお子様 をお預かりする一時保育の実施や土日にも受診日を設ける など、受けやすい環境を整えた。				
NO 62 事業名		健（検）診事業の周知啓発		担当課：健康課	
事業内容		健（検）診事業を受けやすいものになるよう、健診未受診状況などを参考に各年代に合った周知啓発を行う。			
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	市ホームページ及びメール配信サービス等を活用し、周 知啓発を行った。また、国保制度の趣旨普及及び被保険 者啓発を目的とした、東京都国民健康保険団体連合会が 公開しているYoutube動画（受診促進）のリンクを市 ホームページに掲載した。 特定健診未受診者に勧奨はがきを送付するとともに、ア ンケートを実施し、未受診の理由を調査した。また、受 診率の低い若い世代、働き盛り世代40歳代、50歳代 の未受診者には再度勧奨はがきを送付した。	若い世代、働き盛 り世代の受診率が 低い。	継続して実施する。 ホームページ、資料配 付及び動画配信、SN Sを活用し、幅広い世 代に向けて、周知啓発 を行う。	B	B

方向性V あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野I あらゆる分野での女性の参画拡大

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとし、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがない社会を目指すこととしています。

このため、市においても、引き続き、審議会や委員会、防災活動等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が意思決定に反映できるよう取り組んでいきます。

施策分野Iの数値目標	基準値	目標値	令和6年度末実績
委員会等における女性の参画率 (1)委員会等委員に占める女性委員の比率 (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率 (3)女性委員がいる委員会等の比率	(1)35.8% (2)42.3% (3)88.5% R3.4.1現在	(1)40% (2)50% (3)90%	(1)33.2% (2)31.3% (3)86.6% R6.4.1現在
あきる野市職員の(1)管理職及び(2)監督職における女性職員の比率	(1)14.0% (2)36.1% R3.4.1現在	(1)25% (2)35% 以上を維持	(1)13.3% (2)33.3% R6.4.1現在

施策I 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、研修等を通じて、市職員における男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

NO	事業名	事業内容	担当課
63	委員の女性比率の拡大		企画政策課
市政に女性の意見や視点を反映させるため、委員会等委員に占める女性委員の比率が40%以上となるよう、関係部署に働きかける。			
令和6年度			
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までに (1)委員会等委員に占める女性委員の比率：40% (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率：50% (3)女性委員がいる委員会等の比率：90% 実績：R6.4.1現在 (1)33.2% (2)31.3% (3)86.6%	目標達成に向けて、女性委員の任用を進めるため、より一層の周知・啓発を図る必要がある。	「委員会等委員の選任に関する指針」に則り、積極的に女性を任用するよう、全庁に東 京都や区市町村の任用 状況及び他自治体の効果 的な取組内容の周知・啓 発を図る。
実績内容	4月1日現在の各種委員会等における女性委員比率を調査するとともに、女性委員の任用について、各部署に周知・啓発を行った。		
			(担当評価) 実績に係る評価 B
			(市民会議評価) 男女共同参画の視点からの評価 B

NO 64 事業名		男女共同参画に関する職員研修の充実			
事業内容		担当課：職員課			
男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	<p>【独自研修】 社会的少数派への理解を促進し、市職員として多種多様な多様性・多文化共生の考え方を学ぶことを目的にダイバーシティ推進研修を実施し、50人が受講した。</p> <p>【派遣研修】 東京都市町村職員研修所で実施の男女共同参画研修に2人を派遣した。</p>	なし	東京都市町村職員研修所へ職員の派遣を実施するとともに、多様性に関する理解を深められるよう独自研修の実施について検討する。	A	A

施策2 防災活動における男女共同参画の推進

災害の発生または発生しそうなとき、子どもや高齢者、身体が不自由な方など、避難や避難生活に支援が必要な方に対し必要な支援が行えるよう、地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、地域防災リーダーへの女性の登用を推進します。

NO 65 事業名		男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の推進			
事業内容		担当課：地域防災課			
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の改定と災害対策の推進を図る。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	—				
実績内容	地域防災計画では、避難所において、管理責任者に女性を配置するとともに、女性などのニーズに配慮した運営ができるよう、女性の参画に関して、記載している	なし	令和7年3月に策定された東京都避難所運営指針などを検証し、避難所対応や備蓄品等、本市における男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を検討する。	A	A

NO 66 事業名	女性地域防災リーダーの増員				
事業内容		担当課：地域防災課			
防災分野に多様な視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの増員を図る。					
令和6年度					
	事業実績	課題	令和7年度 実施予定内容	(担当評価) 実績に係る評価	(市民会議評価) 男女共同参画の視 点からの評価
数値目標 に対する 実績	目標：R9.3.31までに 女性防災リーダー 210人 (30人×7地区) 実績：125人 (令和6年度新規女性防災リーダー：14人)	防災分野において 多様な視点を取り 入れるためには、 女性の地域防災 リーダーの増員を 図る必要がある。 地区において女性 地域防災リーダー の人数に偏りがあ ることから、候補 者の募集方法等 について、検討する 必要がある。	地域防災リーダーの育 成講習会及びフォロー 研修を実施する。ま た、令和7年度の総合 防災訓練は、7地区で の避難所開設訓練を実 施するため、防災・安 心地域委員会や町内 会・自治会をとおし て、各地区での女性の 参画を促す。	B	B
実績内容	新規地域防災リーダー育成講習会を実施し、新たに 女性14人を含む71人の新規防災リーダーの認定を 行った。				

5 推進状況に対するあきる野市男女共同参画推進市民会議による意見等

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野 1 男女共同参画に関する意識の醸成

施策分野 2 男女共同参画に関する教育の推進

施策分野 3 連携・協働による男女共同参画の推進

(推進状況報告書：P24～P29)

【ご意見等】

事業No. 1

- 「男女共同参画に関する意識啓発活動の推進」に関して、男女共同参画の認知度について、微増はしているが、もっと改善するのではないかと考えている。
- 認知度の話であるが、そもそも、市民アンケートの設問でどのように聞いているのか。「男女共同参画社会とはどのようなことかを知っているのか」という聞き方をしていれば、この聞き方は回答者にとって難しい設問だと思う。答えられる人はあまりいないと思う。「男女共同参画社会という言葉を知っているか」等の方が良いと思う。市民アンケートを作る時に、説明書きを入れる等してもらいたい。
- 認知度は上がっているが、目標値の40%に届いていない。より認知度を高めるために課題はないのか。
- 数値目標があればできるだけ入れられないか。また、基準値などがあればよりわかりやすい。

事業No. 1、2

- 最も核となる事業であるが、目に見える効果に時間のかかる事と思う。引き続き、SNSの活用を積極的に行って欲しい。また、若い頃から男女共同参画及び多様性を受容できる社会を目指す上で、周知活動や各種講座において、市内の中学校や高校に出前講座等を行ってはいかがか。もしかしたら、すでに実施されているかもしれないが、目で見て体験して、自分ごとに捉えていくとより効果的に思う（高齢者施設や市内の企業等にも）。

事業No. 2

- 講座は好評で参加者も増えてきている。令和5年度の課題として、料理に関する学習だけでなく他の家事についても検討したか。
- 対象の年齢をもう少し下げて、子育て世代の男性にも、ぜひ参加機会を作って欲しい。
- 回数が1回、参加人数が少ないのではないか。

事業No. 3

- 内容がマンネリ化しているのではないか。講演だけでなく、プロセスも大事にして欲しい。

事業No. 4

- 認知度の向上について、もう一步踏み入れた具体策を記入したらどうか。

事業No. 5

- 人権身の上相談を行っているというPRはされているか。中学生や高校生等にもPRされているか。

事業No. 6

- 外国語で見られる市のHPは考えられているか。
- 取組は良いと思うが、周知されているか。

事業No. 7、10

○「こどもの人権」についても、ぜひ小学校教員全対象者（ベテラン層も含めて）学んで欲しい。

事業No. 8～10

○具体性に欠けて評価しづらい。

事業No. 10

○教師の性加害がクローズアップされている。抜本的な改善案が必要。

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

施策分野1 配偶者等からの暴力の根絶

施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援

施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援 (推進状況報告書：P30～P37)

【ご意見等】

事業No. 12

○カードやリーフレットの設置場所を検討（増やして）して欲しい。ターゲットを想定した際に、市の窓口やルピア以外にも必要ではないのか。（駅のトイレ（通学に使う）や学校、病院等）

○PRで町自会等を利用して回覧など広く広報を出したらどうか。

事業No. 12、13、18、19、22

○この項目では、周知に焦点を当てている。例えば、若年層に対する施策を行うとすれば、どの程度の認知度があるか等を調べないといけないと思う。それは難しいのではないか。

○公共施設での周知活動が多いと思うが、公共施設に若い人が集まるのか。もっと他の空間、民間へも周知の幅が広がると良いと思う。

事業No. 13

○DVを受けている方は、それが当たり前になっており、相談するべきのかなどが分からないこともあると思う。なので、周知は大切だと思っており、周知活動の場所が公共施設だけで良いのか疑問である。民間企業と連携していくことも大切である。

事業No. 14

○相談件数は減少しているものの、DV相談件数は増加している。課題はないか。

事業No. 14、15

○生活福祉課では、事業を実施していると思われるが、以前も記述内容が分かりにくかったと記憶している。課題は本当はないのか、実施予定が継続するだけで良いのか、具体的にお願したい。

事業No. 15

○継続して実施とあるが具体的表示がされていないことから理解しにくい。簡単で良いから参考例を記入したらどうか。

事業No. 18

○参加事業者の数、パーセンテージが欲しい。

事業No. 19

○より周知させる方法が必要だと考える。

事業No. 21

○継続して実施とあるが具体的表示がされていないことから理解しにくい。簡単で良いから参考例を記入したらどうか。

事業No. 22

○令和5年度の課題として、より効果的な啓発として、セミナーによる直接的な周知との連動等はしたのか。

○市職員全員の参加が望ましい。

○数値があり分かりやすいので継続してほしい。

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策分野1 職業生活における女性の活躍の推進

施策分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(推進状況報告書：P37～P55)

【ご意見等】

事業No. 23

○令和5年度の課題として、より効果的な啓発として、セミナーによる直接的な周知との連携等はしたのか。

○数値がありわかりやすいので継続してほしい。

事業No. 24

○令和5年度の課題として、より効果的な啓発として、セミナーによる直接的な周知との連携等はしたか。

事業No. 26

○目標達成に向けての課題はないのか。

○チラシやリーフレットの配布とあるが具体的に何部配布したとか記入されると良い。

事業No. 27、28

○評価Bであるが判断しづらい。

事業No. 28

○具体的な数値があると分かりやすい。評価するためにも、もう少し書ける内容があるのではないかと思った。

事業No. 30

○令和5年度の課題の、より効果的な啓発として、セミナーによる直接的な周知との連携等はしたか。

事業No. 31

○令和5年度のセミナー実績は2回だったが、令和6年度は1回で、参加者も減少している。ぜひ、継続して欲しいと思う。

事業No. 31～35

○子育て中の女性が多く集まる場所（子育てひろば、小児科等）にも、チラシやリーフレットを置いているか。

事業No. 34

○毎年の実績はあるので、課題を明確にし継続をお願いしたい。

事業No. 36

○令和5年度の課題において、より効果的な啓発として、セミナーによる直接的な周知との連携等が挙げられていたが、実施はしたのか。

○令和5年度の課題だった部署間の負担の差や特定部署（職員）の負担は軽減されているのか。

事業No. 37

○ワークバランス4社の職種は何か。

○事業者への直接的な働きかけは効果があったと思う。引き続き、積極的な働きかけを行って欲しい。

事業No. 38

○アプリのリニューアルでアクセス件数やダウンロードユーザー数が目標値を達成しているが、タイムリーな情報発信と、必要な情報がすぐに見つけられるよう定期的なメンテナンスもして欲しい。

事業No. 38～47、49

○数値がありわかりやすい。

事業No. 39

○ファミリーサポートセンターのアプリの登録者数は伸びていると思う。行事の参加者数が減っているのであれば、ネット配信等も方法としてあると思う。

事業No. 40

○新規提供会員が増加しているが、何か対策をしたのか。

事業No. 41

○子どもショートステイ事業の実施施設を変更したのでしょうか。受け入れ困難な利用者が出なかったから延べ利用人数が増加したのか。

○障がい者が利用できるショートステイ先の、より充実を進めて欲しい。

事業No. 42

○アプリでの申し込みなど、より利用しやすくなると良い。生活保護世帯、一人親世帯等への利用料補助があると良い。

事業No. 43

○中学校区域に設置を考えると増戸地区にも広場が欲しいという声もある。五日市の広場は、もっとリフォームしてほしい。

事業No. 44

○令和6年度実施予定の内容が達成されている。今後も保護者に寄り添った支援を期待する。

事業No. 47

○スクールソーシャルワーカーが1人だけの配置になっている。

事業No. 48

○介護の日について、福祉祭りも立ち上げた方が良い。

事業No. 50

○地域包括支援センターの委託について、委託方法が大きく変わった。BCPの観点からどうか。

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

施策分野1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

施策分野2 性差に応じた健康支援

(推進状況報告書：P55～P61)

【ご意見等】

○特になし。

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野1 あらゆる分野での女性の参画拡大

(推進状況報告書：P62～P64)

【ご意見等】

○特になし。

【その他、プラン全体に対するご意見等】

- 推進状況報告書を読むと、設定されている項目は男女共同参画に限らず、国籍や障がいの有無等が含まれており、男女共同参画の解釈は非常に幅広いと感じた。男女共同参画という言葉が、本当に適当なのか疑問に感じた。
- 事業内容に対して、事業実績、目標値等の数値化が乏しく「頑張ります、頑張りました」では、実績が不明である。評価するのが難しい事案が多々見受けられる。
- 国や東京都等の発行するチラシ、リーフレットを公共機関、施設に設置したというのは、担当部内の事業実績として評価できるのか。考えさせられる。

令和7年12月発行

あきる野市企画政策部企画政策課

〒197-0814

あきる野市二宮350番地

電話 042(558)1111(代)